

独立行政法人農林水産消費技術センター 平成13年度業務実績評価シート
年度計画中、「★」は重複箇所あり (大項目◎、中項目○、小項目△)

中期目標項目	中期計画項目	年度計画項目	評価指標	事業報告及び特記事項	評価
第2 業務運営の効率化に関する事項	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためどるべき措置	◎業務運営の効率化		<p>【特記事項】 当該評価を行うに至った経緯、特殊事情等 ① 法人からのお己評価をもとに、農林水産省が行つた 評価セミナー評価基準についてA評価などなつた 結果、すべての中項目についてはA評価とします。 ② 「中期目標期間中に既存の品質を改善するため、理 化学分析法から生化学分析法や機器分析への転 換等を中心に行なう。」の計画については、分析時間の短縮だけ でなく、分析精度の向上についても引き続き検 討するこどが必要である。</p>	A
1 業務の重点化	1 業務の重点化	○業務の重点化		<p>小項目の総数 : 18 評価 a の小項目数 : 18 × 2 点 = 36 点 評価 b の小項目数 : 0 × 1 点 = 0 点 評価 c の小項目数 : 0 × 0 点 = 0 点 合計 (36 / 36 = 100%)</p>	A

(1) 食品等の品質及び表示並びに食品等に関する情報の収集、整理及び提供

(1) 食品等の品質及び表示並びに食品等に関する情報の収集、整理及び分析

ア 農林水産物、飲食料品
(酒類を除く)及び油脂
(以下「食品等」とい
う。)の品質及び表示に
関する消費者調査分析のニーズや
は、消費の実態を踏まえ、必要性
の高い課題を選定して重
点的に実施する。

ア 調査分析の要点化
(7) 調査は、消費者動向の
把握のため、全国的なアンケート調査を行
なアンケート調査を実施する。
もとのとすると。〔I-9〕

- ◇消費者動向等把握のため、
全国的なアンケート調査を行
った。
- a : 適切な調査対象・内容に
より行った
- b : 一部不十分な調査を行
た
- c : 調査を行わなかつた

【事業報告書の記述】
総体的な消費者動向の把握のため、消費
者団体、地方公共団体等に対する以下の全
般体的調査を行なった。食品等特性把握
アンケート調査を実施した。食品講習会に關
する調査には食品の機能性成分、食品の安
全性、遺伝子組換え食品等に対する要望が多
かった。
・食品等特性把握調査に關するアンケート
(配布数 1,022)

★ 本年度に実施する食品
等特性把握調査分析の課
題は、別紙1のとおりと
する。〔I-1〕
・海洋深層水の品質特性調
査
・わかめ芽株等加工品の品
質特性調査
・ハスカッブ加工品の品質
特性調査

(7) 調査の要望の多い課題、
新たに開発された食品の高
特性調査等の必要性の高
い課題を選定するため、
外部の有識者を含めて各
事業年度において検討を
行う。

- ◇検討の結果を踏まえて、必
要性の高い課題を選定し
た。
- a : 必要性の高い課題を選定
した
- c : 必要性の高い課題を選定
しなかつた

◇実施した課題の調査結果を
広報誌、ホームページ及び講
習会等で消費者等に情報提
供した。

- a : 情報提供した
- c : 情報提供しなかつた

【木カビレ加工食品の品質特性
・木カビレ加工食品の品質特性

【事業報告書の記述】
総体的な消費者動向の把握のため、消費
者団体、地方公共団体等に対する以下の全
般体的調査を行なった。食品等特性把握
アンケート調査を実施した。食品講習会に關
する調査には食品の表示、食品の安全性、遺
伝子組換え食品等に対する要望が多
かった。
・食品等特性把握調査に關するアンケート
(配布数 1,053)

【その他特記事項】
小樽及び仙台センターにあつては、独自のア
ンケート調査を実施した。

【事業報告書の記述】
外部の有識者に対応業務推進委員
会を開催し、13年度の調査結果の評価を行
なった。また、各種アンケート調査等によ
り、消費者相談を踏まえて、14年度の調査課
題について検討し、「市販の包装切り餅の品
質特性及び調理時の影響」、「各種木キの機能性
成分含有量に及ぼす調理法の影響」等の全9課
題を選定した。

【事業報告書の記述】
BSIE検査開始後の「オンライン検査済み」等
の表示状況の実態調査を行い、農林水産省に情
報提供了。

【木カビレ加工食品の品質特性
・木カビレ加工食品の品質特性

- ・胡麻使用菓子類の品質特性調査
- ・唐辛子を含む加工食品の品質特性調査

- ・柑橘類中の主要な機能性成分
- ・生チョコレートの品質特性
- ・全国商品テスト連絡会議発表課題
- ・食酢の品質特性調査
- ・フカヒレ加工食品の品質特性調査
- ・DNAを利用したサバ、マグロの種類判別

イ 残留農薬分析の迅速化
中期目標の期間中に既存のする農薬の調査分析の分析法のうち特に時間を中心に行う。

○ 迅速化の目標：平成11年度を要する時間の中に概ね10%削減

☆ 一斉分析法の共通部分である転溶工程を固相抽出法に変更する検討を行うり効率化の検討を行ふのどする。[I-4-(2)]

◇農薬の精製分離工程等を中心既往の分析法を改め調査分析時間度を2%（又は各事業年度における累積した達成度定値）削減した。

ウ インターネット等の情報提供の対応するため、現在行つて分析の迅速化を図る。

○ 迅速化の目標：平成11年度を要する時間中に概ね10%削減

ウ 調査分析結果等の情報の迅速かつ効率的な提供

(7) ホームページを進める媒体等に対する活用等を進め、情報を提供するため、分析結果等の調査分析を迅速かつ効率的に行なう。

【事業報告書の記述】
検討の結果、精製分離工程において、残留農薬を固相抽出法に変更することにより、残留農薬の分析に要する時間を平成11年度を基準として3.6%短縮した。

【その他特記事項】
達成度合180%

【事業報告書の記述】
インターネットの活用による効率的な情報提供のため、センターのホームページを開設・運営した。また、最新情報を提供するため、ホームページを127回更新した。

ホームページのURL
<http://www.ctq163.go.jp>

◇ホームページを開設するとともに、定期的な改善を行なう。a：開設し、又は必要な改善を行なう。b：若しくは見直しの結果、改善の必要はないかたたず、又は必要な改善を行わなかた

[I-6-(1)-イ]

☆ 消費者・事業者等に対する情報の提供を小一ヶ月で実施するものと従来からある匡か、消費者情報を収集する際、プレスリリースなどを最新情報を常時更新するものとする。

[I-6-(1)-イ]

【その他特記事項】
プレスリリースは、即日ホームページに掲載した。
達成度合100%

◇プレスリースを発表翌日にホームページへ掲載した。
a：達成度合は90%以上で

| あつた
b : 達成度合は50%以上
90%未満であった
c : 達成度合は50%未満であつた

(イ) ホームページ上で、消費者・企業からする情報、及
びJAのJA関連情報等の中から必要に情報を検索し、利用で
きるシステムを構築する。

(ウ) 調査分析結果や行政の動き等についての最新の情報等に迅速かつ効率的に情報を提供するため、電子メールを活用して希望者に情報を発信するシステムを構築する。

(エ) 農林物資の検査及び格付並びに技術上の調査及び指導

ア 農林物資の検査の重点化及び迅速化

◇各種情報の中から、利用者が必要な情報を検索できるとともに、必要な改善措置を行う。又は必要な改善措置を図った。
a : 設置し、若しくは見直しがなかつた。
b : 設置し、又は必要な改善措置を行つた。
c : 設置せず、又は必要な改善措置を行わなかつた。

【事業報告書の記述】
ホームページ掲載事項の中から効率的に必要な情報を抽出できるよう、ホームページ上に検索機能を付加した。

◇電子メール利用者のためにホームページ上に受付窓口を設置し、希望者に情報を発信した。
a : 受付窓口を設置し、情報を発信した。
b : 受付窓口を設置せず、情報を発信を行わなかつた。

【事業報告書の記述】
効率的な情報提供のため、ホームページ窓口を開設し、電子メールによる情報（メールマガジン）を平成14年3月から毎月15日に発信することとした。

★ 電子メール利用者のためにホームページ上に受付窓口を開設し、電子メールによる情報を発信するものとする。
〔I-6-(1)-ウ〕

ア 農林物資の検査及び格付並びに技術上の調査及び指導

ア 農林物資の検査の規格化及び品質表示の適正化に付ける法律（平成11年法規第108号。以下「改正JAIS法」という。）により新たに表示が義務付けられ品、有機農産物等の検査工品を実施するところとどもに、從来から表示の品質に関する表示の

準(以下「品質表示基準」という。)が定められている加工食品の検査業務の迅速化を図る。

- 品質表示基準に係る加工食品の検査件数のうち新たに表示が義務付けられたもの検査件数の割合: 各事業年度 50 %以上
- (ア) 新たに品質表示が義務付けられた加工食品検査件数に対する各事業年度の加工食品の検査件数の割合: 新たに表示が義務付けられたもの検査件数の割合

★ 本年度の計画件数は、別紙4及び別紙5のとおりとする。[I-1-(2)]
12年度計画 (2,777)
13年度計画 (2,003)

(ア) 新たに品質表示が義務付けられた加工食品検査件数に対する各事業年度の加工食品の検査件数の割合: 従来から品質表示55品目の加工食品(以下「既存の品目」)の検査に下「既存の品目」の検査結果に基づく「既存の品目」の検査件数を50%以上とする基準といふ。)の検査に下降、前年度の検査の結果に基づき、品質表示が低い品目への不適合率を削減する。

- 迅速化の目標: 平成11年度を基準として検査に要する時間を中期目標の期間中に概ね10 %削減

(イ) 中期目標の期間中に既存の品質表示基準製品に係る検査分析時間(%)を10 %削減するため、理化学分析法や機器分析への転換分析方法の改良を行う。

◇不適合率が低い品目等の検査件数を削減し、新たに表示が義務付けられた加工食品の検査件数の割合を50%以上とした。a
a : 計画値の達成度合は100 %以上であった。
b : 計画値の達成度合は70 %以上100%未満であった。
c : 計画値の達成度合は70 %未満であった。

◇品質表示基準に係る加工食品に係る加工食品検査件数に対する各事業年度の加工食品の検査件数の割合を50%以上とする基準が定められていったが、品質表示が低い品目への不適合率を削減する。

a : 不適合率が低い品目等の検査件数を削減し、新たに表示が義務付けられた加工食品の検査件数の割合を50%以上とした。a
b : 不適合率が低い品目等の検査件数を削減し、新たに表示が義務付けられた加工食品の検査件数の割合を50%以上とした。a
c : 不適合率が低い品目等の検査件数を削減し、新たに表示が義務付けられた加工食品の検査件数の割合を50%以上とした。a

【事業報告書の記述】
品質表示基準に係る加工食品に係る加工食品検査件数に対する各事業年度の加工食品の検査件数の割合を50%以上とする基準が定められた。a

【その他特記事項】
達成度合116%。

【事業報告書の記述】
品質表示基準に係る加工食品検査の迅速化を図るために品質表示各品目ごとに検査分析時間の削減の可能性を検証した結果、以下のとおり分析に可能な時間が短縮可能であることが確認された。

[平成11年度を基準とした削減割合]
a : 即席めん類 22%
b : ベーコン類 19%
c : 乾めん類 13%
d : マカロニ類 24%
e : 食料缶詰 (コンビーフ) 59%

【その他特記事項】
達成度合280%。

◇各事業年度の対象品目について、既存の検査分析方法を平成改良し、検査分析時間(%)を10 %程度削減した。

a : 計画値の達成度合は90 %以上であった。
b : 計画値の達成度合は50 %以上90%未満であった。
c : 計画値の達成度合は50 %未満であった。

☆ 既存の品質表示基準製品の検査分析方法の検討するものとする。
[I-1-(4)]
品目：即席めん類、ベーコン類、乾めん類、マカロニ類、食料缶詰

(ア) 中期目標の期間中に既存の品質表示基準製品に係る検査分析時間(%)を10 %削減するため、理化学分析法や機器分析への転換分析方法の改良を行う。

◇平成14年度をもって廃止した。
a : 廃止した。
b : 廃止しなかった。
(平成14年度限りの評価指標)

イ 農林物資の格付の効率化(7) 外国林産物の格付業務についてには平成14年度をもって廃止する。

イ 日本農林規格(以下「J A S規格」という。)による農林物資の格付について、J A S規格の見直しを行つては、業務体制の見直しを進めつつ、業務量と要直を踏まえ、新たに品質表示基準が定められる農林物資、有機農産物等の検査に對応することとする。

★ 研修別紙9により実施するもとのとする。[IX]

(ア) 生糸の格付業務については、業務体制の見直しを進めつつ、業務量と要直を踏まえ、新たに品質表示基準が定められる農林物資、有機農産物等に適切に対応することとする。

【事業報告書の記述】
表示点検業務等への活用を図るため、生糸検査業務に關するもとのとする。[IX]

イ 消費者対応業務、J A S関係業務等に關する研修計画を作成し、研修を行つた。

a

なるよう、業務運営の効率化を進めます。

員の適正化を図るために、生業者に製品基準検査等の活用を対象に、消費系業務をのり有機業者とともに、JAS規格を実施する。

- a : 研修計画を作成し、研修・研修を実施した。
- b : 研修計画を作成したが、研修を行わなかつた。
- c : 研修計画を作成しなかつた。

【その他特記事項】

技術能力向上研修の一環として、生業検査を作成門に所属する職員を対象とした研修計画を作成した。

員の適正化を図るために、生業者に製品基準検査等の活用をのり有機業者とともに、JAS規格を実施する。

(3) 森林物質の検査技術に関する調査及び研究

関する調査及び研究について
ア (7) 食品等の検査技術に関する消費者、食品等の製造業者との協力による試験研究機関との連携を図るため、農業試験研究会議等に積極的に参画するものとする。[VI-4-(2)]

- a : 他業務へ活用した。
- b : 他業務へ活用しなかつた。

★ 関する調査及び研究について
ア (7) 食品等の検査技術に関する消費者、食品等の製造業者との協力による試験研究機関との連携を図るため、農業試験研究会議等に積極的に参画するものとする。

【事業報告書の記述】
食品等の検査技術に関するニーズ、技術開発の動向等を把握するため、農業試験研究会議等に計20回参画し、情報収集を行つた。また、各種講習会及び講師派遣等におけるアンケート調査等による情報収集を行つた。

★ 関する調査及び研究について
ア (7) 食品等の検査技術に関する消費者、食品等の製造業者との協力による試験研究機関との連携を図るため、農業試験研究会議等に積極的に参画するものとする。

★ 関する調査及び研究について
ア (7) 技術的な可能性等について検討した上で必要性の高い課題を選定するため、外部の有識者を含めて各事業年度において検討を行う。

★ 調査研究に関する内部の委員会を設置し、中長期の展望に立った適切な期の展望に立つた。

【事業報告書の記述】
調査研究推進委員会を設置し、調査研究の進行管理を行つた。また、調査研究5カ年計画を

a	◇生業付業務担当職員を品質表示基準製品や有機農産物の検査業務等他業務へ活用した。	◇他業務へ活用した。 c : 他業務へ活用しなかつた。	【事業報告書の記述】 食品等の検査技術に関するニーズ、技術開発の動向等を把握するため、農業試験研究会議等に計20回参画し、情報収集を行つた。また、各種講習会及び講師派遣等におけるアンケート調査等による情報収集を行つた。	【事業報告書の記述】 なし。	a	【その他特記事項】 総合食料局議及び業務開拓課の会議に参加した。	【事業報告書の記述】 事業の有識者を含めた調査研究総合評価委員会を開催し、13年度の調査研究成果を点検・評価するなどとともに、情報収集の結果を踏まえて14年度の調査課題について検討し、「遺伝子組換え農産物加工食品中の組換え体混入率の定量化技術」、「青果物の産地判別のためのラズマ質量分析法による多元素定量分析」など23課題を選定した。	b	【事業報告書の記述】 調査研究に関する内部の委員会を設置し、中長期の展望に立つた適切な期の展望に立つた。	c

<p>緊急な調査研究がある場合は、必要に応じて課題を調整するものとする。 〔VI-1〕</p> <p>調査研究計画の作成、調査研究の進捗状況等に基づく評価及び内部指正等を効率的に行なう。</p>	<p>を作成するとともに、定期的な見直しを行い、必要な改正を行つた。 a：調査研究計画を作成し、又は必要な改正を行い、若しくは見直しの結果、改正の必要性がなかつた c：調査研究計画を作成しなかつた</p> <p>◇内部の委員会を設置し、達成状況等に応じじたうどもに、内部評価の結果に基づき計画の変更に応じて調査研究を行つた。 a：内部の結果、調査研究計画の変更の指示等を行ない、又は調査研究計画の変更の必要性がなかつた c：内部の評価を行わなかつた</p>	<p>〔組織規程〕</p> <p>○組織体制の整備</p>	<p>A</p> <p>小項目の総数 : 6 評価aの小項目数 : 6 × 2点 = 12点 評価bの小項目数 : 0 × 1点 = 0点 評価cの小項目数 : 0 × 0点 = 0点 合計 12点 (12 / 12 = 100%)</p> <p>【事業報告書の記述】 毎週の幹部会議及び毎月の部課長会議を開催し、効率的な組織運営に努めた。</p> <p>◇理事長の指示を徹底し、効率的な組織運営を行なうため、原則として毎週、理事長及び本部の部長による幹部会議を開催した。 a：開催した c：開催しなかつた</p> <p>◇理事長の指示を徹底し、効率的な組織運営を行なう。</p>
	<p>2 組織体制の整備</p> <p>社会情勢の変化と科学技術の進歩に的確に対応しつつ、中期計画に即して機動的かつ効率よく、柔軟な組織体制を整備する。</p>	<p>（1）役員と職員の責任と役割を明確化するなども[ニ]、理事長の指導の下、効率的な組織運営を行う。</p>	<p>2 組織体制の整備</p>

率的な組織運営を行ったため、
原則として毎月、本部の部課長、専門官
による部課長会議を開催した。

- a : 開催した
c : 開催しなかった

(2) 本部の総務部門及び企
画調整部並びに本部及
び地域の業務実施部門の
責任と役割分担及び指示
系統を明確にし、効率的
な業務運営を行う。

- ◇業務を効率的に実施するた
め、企画調整部においてセシ
ター全体の業務の進行管理を
行つた。
a : 進行管理を行つた
c : 進行管理を行わなかつた

- ◇業務を効率的に実施するた
め、総務部においてセシ
ター全体の業務の進行
状況に対応した予算の執行
管理を行つた。
a : 予算の執行管理を行つた
c : 予算の執行管理を行わなかつた

(3) 機動的に業務を推進す
るために、スタッフ制等柔
軟な業務運営ができる体
制を整備する。

a

a

a

a

a

【事業報告書の記述】

業務実施部門の責任と役割分担及び指示系統
を明確にするため、各部課の業務ごとの業務分
担等を明文化し、職員へ周知した。

【その他特記事項】

四半期毎に進捗状況報告を作成し、業務の進
捗状況を管理した。

【事業報告書の記述】

四半期毎に予算の執行状況を把握し、業務計
画の達成及び実現的な業務に対する予算の執行
管理をした。

【その他特記事項】

年度計画に大きな変更がなかったことから、
主任調査官の担当業務の変更の必要はなかつた。
主任調査官を配置した。

商品調査課及び技術研究課では、担当者の業
務内容を一部変更した。

a

- ◇主任調査官を業務実施部門
及び地域センタースタッフ取
扱員として配置し、業務量の増
減に応じて主任調査官の相
当業務の変更を行つた。
a : 業務の変更を行い、又は
変更の必要はなかつた
c : 変更の必要性はあつたが
変更しなかつた

- ◇商品調査課、技術研究課及
び検査課をスタッフ制とし、
業務量の増減に応じて担当者の業
務内容の変更を行つた。
a : 業務内容の変更を行い、
又は変更の必要性はなかつた
c : 変更しなかつた

3 業務運営能力の向上

○業務運営能力の向上

A

- (1) 勤員の技術的水準の向上
上を図るために、実験分
析するなどともに、調査分
析技術への先進的な技術、
知識等の導入に努め
る。

- (1) 勤員の技術水準の向上
及び研修の取扱い、定期的
に実施するため、職員技
術の取扱いを計画的に実
施するため、ISO9000
の生法に定められた作
業環境測定士等の有資格
者を確保する。

- ★ 研修別紙9により実施するも
のとする。[IX]

- ◇ 勤員技術研修中期計画を作
成するとともに、定期的な見
直しを行い、必要に応じて計
画の変更を行った。
a : 勤員技術研修中期計画を
作成し、又は必要な変更を行
い、若しくは見直しの結果、
変更の必要なかた
c : 勤員技術研修中期計画を
作成せず、又は必要な変更を行
わなかつた

- ・ ISO9000審査員補
取得研修

- ◇ 年度計画に基づいてISO
9000の審査員補の有資格
者を確保した。

- a : 確保した
c : 確保しなかつた

- ・ 技術資格取得研修

- ◇ 年度計画に基づいて作業環
境測定士の有資格者を確保し
た。

- a : 確保した
c : 確保しなかつた

- ・ 放射線取扱主任者
ISO9000審査員補
取得研修

- ◇ 年度計画に基づいて放射線
取扱主任者の有資格者を全セ
ンターに確保した。

- a : 確保した
c : 確保しなかつた

- (2) 先進的な検査分析技術
等の導入を図るため、
② 先進的な検査分析技術
等の導入を図るため、
③ 分析技術研修
④ 機器操作技能研修

- ◇ 外部機関への職員の派遣研
修を実施し、研修の結果、高
度な検査分析技術等の導入を図
るため、
【事業報告書の記述】

小項目の総数	: 9
評価aの小項目数	: 9 × 2 = 18点
評価bの小項目数	: 0 × 1 = 0点
評価cの小項目数	: 0 × 0 = 0点
合計	: 18点
	(18 / 18 = 100%)

- 【事業報告書の記述】
職員の技術水準の向上及び資格の取得を計画的に実施するため、以下のとおり有資格者を確保した
成し、以下のようにして実施する。
・ ISO9000審査員補の有資格者2名(総数8名)
・ 作業環境測定士3名(総数3名)
・ 放射線取扱主任者1名(総数40名)

<p>立行政法人食品総合研究所等の外部機関への職員の派遣を行うとともに、職員の技術力の向上を図るため、遠伝子相換による機品の検査技術、LC-MAS（液体分析計）による機品の分析技術に新しい分析技術を行なう。</p>	<p>度な分析技術を習得した職員が増加した。 a : 実施し、増加した c : 実施しなかった</p> <p>◇新しい分析技術に重点を置いていた研修を実施し、研修の結果、分析技術を習得した職員が増加した。 a : 実施し、増加した c : 実施しなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】 労働安全衛生法に基づき、職員の健康と安全な労働環境を維持するため、横浜センターに衛生管理者の資格を取得した者を、小樽・仙台・岡山セントラーや門司センターに配置した。また、本部及び各地域センターにおいて安全管理委員会を開催した。</p>	<p>【その他特記事項】 作業環境測定機関による実験室の作業環境測定を全センターにおいて2回実施した。</p>
<p>（2）職員の健康と安全な労働環境を維持するための体制を整備する。</p>	<p>（3）職員の健康と安全な労働環境を維持するための措置を講じる。</p>	<p>☆ 労働安全衛生法に基づき、職員の健康と安全な労働環境を維持するため、横浜センターに衛生管理者の資格を取得した者を、小樽セントラーや仙台センター、岡山セントラーや門司センターに配置する。 〔XII〕</p>	<p>◇本部及び各地域センターにおいて安全管理委員会を開催した。 a : 開催した c : 開催しなかった</p>
<p>4 業務運営の進行管理</p>	<p>4 業務運営の進行管理等</p>	<p>○業務運営の進行管理等</p>	<p>A</p>

小項目の総数 : 2
評価 a の小項目数 : 2 × 2 点 = 4 点

評価bの小項目数： 0×1 点 = 0点
 評価cの小項目数： 0×0 点 = 0点
 合計 4点
 $(4 / 4 = 100\%)$

業務の運営状況を定期的に点検・評価し、その結果を業務の運営に反映させる仕組みを導入する。

- (1) 業務の運営状況を点検を行って評価し、外部の有識者を活用した業務の実績を四半期ごとに集計し、後続をさらに第2四半期終了後に遅延して、業務の実施方法・評価を促進することにより適正な業務進行を行うものとする。
 [X I-1]
- (2) 文書の電子化等を推進する目標運営賞のうち用紙代を10%削減する。

◇外部の有識者を活用した業務評議会を定期的に開催し、業務の進行を適正に管理した。②：定期的に開催し、業務の進行を行った。③：開催しなかった。

【事業報告書の記述】
 平成13年11月に外部の有識者を含めた監査委員会（業務評議会）を開催し、進捗状況等を点検・評価した。
 四半期毎に報告される実績報告を基に、年度計画に對する進捗状況報告を取りまとめ、業務の進行を実施した。

（2）文書の電子化等を推進する目標運営賞のうち用紙代を10%削減する。

☆ 文書について、電子化の促進を図り迅速かつ効率化を進め、用紙代の削減に努めるものとする。
 [X I-2]

◇文書の電子化等により、平成11年度を基準として用紙代を2%（又は各事業年度における累積した達成予定値）削減した。
 ②：計画値の達成度合は90%以上であった。
 ③：計画値の達成度合は50%以上90%未満であった。
 ④：計画値の達成度合は50%未満であった。

【事業報告書の記述】
 文書の電子化を推進する等により、平成11年度を基準に22%の用紙代を削減した。

【その他特記事項】
 達成度合100%

5 業務運営の効率化による経費抑制

○業務運営の効率化による経費抑制

業務運営の効率化による経費の抑制する事項には、各事業年度の人件費を除く事業に付金で行うとともに前年度比で1%抑制する。

業務運営の効率化による経費の抑制する事項には、各事業年度の人件費を除く事業に付金で行うことで、少なくとも前年度比で1%抑制すること。

運営費交付金としての予算措置が平成13年度からあり、前年度との比較ができないため、評価の対象外。

人件費を除く運営費交付金で行う事業について、新規事業分その他の事情による増加分を除き、対前年度比で1%抑制した。
 ②：計画値の達成度合は100%以上であった。
 ③：計画値の達成度合は70%

%以上100%未満であった
C：計画値の達成度合は70
%未満であった
(平成14年度以降の評価指標)

第3 国民に対して提供するサービスの質の向上に関する事項

第2 国民に対して提供するサービスの質の向上に関する事項

◎サービスその他業務の質の向上

一、サービスの質に関する目標を達成するためとし
て、国民に対して提供するサービスの質の向上に關するべき措置

二、サービスの質に関する目標を達成するためとし
て、国民に対して提供するサービスの質の向上に關するべき措置

A	中項目の総数 : 6 評価Aの中項目数 : 5×2点=10点 評価Bの中項目数 : 1×1点=1点 評価Cの中項目数 : 0×0点=0点 合 計 11点 (11/12=92%)
---	---

【特記事項】 特殊事情等
当該評価を行った結果、農林水産省からのお問い合わせに対する評価基準に基づき評価を行った結果、中項目にはあつたから大項目の評価はA評価とされる。
 ① 農業セミナー評価結果、中項目にB評価を得られていることから大項目の評価はA評価とされる。
 ② 立入検査に至った経験、特殊事情等から立入検査によって、立入検査も相当事務の実施が予想される。立入検査により効率的な実施方法について検討を行うとともに、フレキシブルな対応をとりうる体制を整備する工夫が必要であると考える。
 ③ 原産地虚偽表示等の違反事件において、立入検査を行ったことは、やむに記載された業務以外にも、食品の原産地表示が大幅に増加したことに伴い、生鮮食肉の品質が悪化する傾向がある。
 ④ 中期計画に記載された業務以外にも、消費者等の商品知識や表示制度などに関する消費文化の向上を図るため、講師派遣依頼など積極的に対応している。

A

○食品等の品質及び表示に関する調査及び分析並びに情報収集、整理

- 12 -

1 食品等の品質及び表示に関する調査及び分析並びに情報収集、整理

1 食品等の品質及び表示に関する調査及び分析並びに情報収集、整理

の収集、整理及び提供

及び提供

(1) 食生活指針「平成12年3月24日閣議決定」の普及・定着、食料自給率の向上等に貢献するため、消費するたる公的・民間の情報発信、教養者等による講習会開催回数：中期目標の期間中に各都道府県で1回以上	☆	(1) 講習会等の開催 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 教育関係者に対する食生活指針の普及啓発会を中期目標とした講習会を各都道府県で1回以上開催する。 	◇食生活指針の普及啓發講習会を地域の教育関係機関等と連携を図りながら、10都道府県以上について開催した。 <ul style="list-style-type: none"> a : 計画値の達成度合は100%以上であった b : 計画値の達成度合は70%以上未満であつた c : 計画値の達成度合は70%未満であつた 	【事業報告書の記述】 教職員を中心とした対象として食生活指針の普及啓発を図るために講習会を15都道府県で、延べ20回を開催した。 【その他特記事項】 達成度合150%。	a
(1) 食生活指針「平成12年3月24日閣議決定」の普及・定着、食料自給率の向上等に貢献するため、消費するたる公的・民間の情報発信、教養者等による講習会開催回数：中期目標の期間中に各都道府県で1回以上	☆	(1) 講習会等の開催 <ul style="list-style-type: none"> (イ) 地方公共団体に対する普及啓發会及び講習会の開催回数：各事業年度16回以上 	◇講習会及び研修会を16回以上開催した。 <ul style="list-style-type: none"> a : 計画値の達成度合は100%以上であった b : 計画値の達成度合は70%以上未満であつた c : 計画値の達成度合は70%未満であつた 	【事業報告書の記述】 消費者行政（JAS法関係を含む。）等を担当する地方公共団体の職員に對して、改正JAS法等の消費者行政施策の普及啓發会を10回開催した。 ◇講習会を10回開催した。 <ul style="list-style-type: none"> a : 計画値の達成度合は100%未満であつた b : 計画値の達成度合は70%未満であつた 	b
(1) 食生活指針「平成12年3月24日閣議決定」の普及・定着、食料自給率の向上等に貢献するため、消費するたる公的・民間の情報発信、教養者等による講習会開催回数：中期目標の期間中に各都道府県で1回以上	○	(1) 地方公共団体に対する普及啓發会及び講習会の開催回数：各事業年度16回以上	◇講習会及び講習会を各都道府県で1回以上開催する。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育関係者に対する講習会開催回数：中期目標の期間中に各都道府県で1回以上 	【事業報告書の記述】 消費者行政（JAS法関係を含む。）等を担当する地方公共団体の職員に對して、改正JAS法等の消費者行政施策の普及啓發会を10回開催した。 ◇講習会を10回開催した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育関係者に対する講習会開催回数：中期目標の期間中に各都道府県で1回以上 	a
(1) 食生活指針「平成12年3月24日閣議決定」の普及・定着、食料自給率の向上等に貢献するため、消費するたる公的・民間の情報発信、教養者等による講習会開催回数：中期目標の期間中に各都道府県で1回以上	☆	(1) 消費者行政（JAS法関係を含む。）等を担当する地方公共団体に対する普及啓發会及び講習会の開催回数：各事業年度16回以上	◇講習会及び研修会を16回以上開催した。 <ul style="list-style-type: none"> ☆ 消費者行政（JAS法関係を含む。）等を担当する地方公共団体の職員に對して、改正JAS法等の消費者行政施策の普及啓發会を、各地域センターごとに1回以上開催するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> [I-7-(2)] 	【事業報告書の記述】 消費者行政（JAS法関係を含む。）等を担当する地方公共団体の職員に對して、改正JAS法等の消費者行政施策の普及啓發会を、各地域センターごとに1回以上開催するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ☆ 消費者行政（JAS法関係を含む。）等を担当する地方公共団体の職員に對して、改正JAS法等の消費者行政施策の普及啓發会を、各地域センターごとに1回以上開催するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> [I-8] 	a

ンターの職員等を対象とした消費研修（プロック研修）を1回開催する。

〔I-8-(1)〕

- ・ 署林水産省総合食料局長主催センターの職員等を対象とした研修会を、本部で1回開催する。〔I-8-(2)〕
- ・ 消費生活センター等から分析対応するものとする。〔I-8-(3)〕

△地方公共団体の要請に応じ、個別に研修会を開催した。
a : 要請に応じ、必要と認めた場合には研修会を開催した。
b : 正当なかつた事例がある。
c : 正当なかつた事例がある。

【事業報告書の記述】
消費生活センターからの要請に応じた個別の研修 1回（残留農薬分析）

- (2) 緊急を要する調査分析
- ア 食品事故等の発生による業者等に対する対応で、即時対応するための現行体制を整備する食品指示たまごの実施を定めた。想定される重大な食品事故を明確化する調査要領を定め、重大な食品事故の発生する事例内容別に職員の令達成する事例からあらかじめ担当課長を登録する。
- (2) 食品の安全性や品質に影響を及ぼすその発生に際して、消費者の被害及び生産者の不安を解消するため、消费者の不安全実態調査に着手を図るため、やや多い、適切な情報収集を行つて、消费者に正確に情報を提供する。

△食品事故調査要領を作成するなどともに、必要に応じて改正を行つた。また、食品事故調査要領を作成し、若しくは見直しの結果、改正の必要はなかつた。
a : 食品事故調査要領を作成し、又は必要な改正を行い、改正を行わなかつた。
b : 食品事故調査要領を作成し、又は見直しの結果、改正を行わなかつた。

【事業報告書の記述】
食品事故等の発生に際して即時に応じた実施に當たつては、専門の委員会を設置することとした。なお、13年度は、委員会を設置する案件はなかつた。

△専門家を登録するとともに、定期的な見直しを行い、更新を行つた。
a : 専門家を登録し、又は必要な更新を行つた。
b : 専門家を登録し、若しくは更新の必要性がなかつた。
c : 専門家を登録せず、又は必要な更新を行わなかつた（平成14年度以降の評価指標）

以下の調査にはないことから、評価の対象としない。
調査実績

【事業報告書の記述】

(B S E 検査開始後の表示状況検査の実施)
理由 平成13年10月18日から行われたB S E 検査開始後の牛丼の安全性に関連する表示実態を把握し、消費者対応業務品質課(全国計40店舗)における表示方法について、小売店(平成13年10月18日から12月27日までの間、定期的に調査するどもに、新聞の折り込み広告等の状況を調査する。

- ★ 本年度に実施する食品調査分析のとおりとする。
等特性把握調査の別紙1のとおりとする。[工-1]
・海洋深層水の品質特性調査

(食品等特性把握調査の実施)

消費者に知識を普及啓発するため、以下との検討結果を踏まえ、消費者対応業務品質課(全国計40店舗)における表示方法について、定期的に調査するどもに、新聞の折り込み広告等の状況を調査する。

・海洋深層水はミネラル類の含有量が高い傾向にあるため、以下との品質特性調査
・全般的にミネラル類の含有量が高いためにあつたが、成分分析及び官能検査の結果から総硬度また高い製品ほど好まれない傾向にあることなどが明らかとなつた。

・わかめ寿株等加工品の品質特性調査
色の評価が高い製品はpH値が高く、緑色が増す傾向が見られることがある。その後のpHが製品の色の良さを評価するところが、また、官能検査で歯ごたえの評価が高い製品は、総アルキン酸量も高い傾向があることなどが明らかとなつた。

・ハスカツップ加工品の品質特性調査
北海道を代表とする特産品であるハスカツップ加工品の品質を含めた商品実態について調査した結果、加工品の形態別のビタミン、ミネラル量は共にジャムが最も高く、ハスカツップ加工品はブルーベリージャム等のベリーリー類加工品に比べビタミンC及びカルシウムが多く含まれる傾向にあつた。

・乾燥梅菓子の品質特性調査
沖縄県産とそれ以外の製品には難成以外に差が見られないこと、味については酸味又は甘味が強い製品、便さについては軽い又は軽らかい製品の4種類に分類されること、大きさについては、子供の口に余る大きさがあつた。

・無洗米のビタミン類を中心とした成分及びぬかの除去度合いの調査

- ・わかめ寿株等加工品の品質特性調査

- ・ハスカツップ加工品の品質特性調査

- ・乾燥梅菓子の品質特性調査

心とした成分及びぬかの
除去度合いの調査

・ひじきの戻し方及びミネラル分等の溶出の調査

・ウーロン茶、ほうじ茶を含む茶湯に含まれる油状浮遊物の調査

・胡麻使用菓子類の品質特性調査

・唐辛子を含む加工食品の品質特性調査

イ 調査により得られたデータをもとに原因の究明を行い、インターネット、地方公共団体、広報誌等を活用して、消費者等に対する正確かつ迅速な情報の提供を行う。

無洗米に比べ通常米の方がアルブミン・グロブリン含有量が多く、ぬか層に含まれるタンパク質の差が確認されたことから、ぬか層の除去度合いを推定可能であることが明らかとなつた。

・ひじきの戻し方及びミネラル分等の溶出の調査

干しひじきの最適戻し条件は、常温(20°C)では30分程度、温湯(40°C)では20~30分程度、熱湯(60~80°C)では10分程度であることが明らかとなつた。

・ウーロン茶、ほうじ茶を中心とした茶湯に含まれる油状浮遊物の調査
茶葉中に浮遊物を多く含むウーロン茶や番茶の一部で茶葉溶解すると共に、作り置きした際に浮遊物が発生しやすくなることが明らかとなつた。

・胡麻使用菓子類の品質特性調査
胡麻の形狀がそのまま残つてそのまま販売され、明麻に多く含まれる油状浮遊物(トリグリセリセラード)が認められると共に、が明らかとなつた。

・胡麻使用菓子類がそのまま残つてそのまま販売され、明麻に多く含まれる油状浮遊物(トリグリセリセラード)が認められると共に、が明らかとなつた。

・唐辛子を含む加工食品の品質特性調査
唐辛子を使用した加工食品及びびじみを用いた結果、ガーリックオーニオン、ガーリックチキン等の商品には、唐辛子を貯蔵する時に揮発性成分としてアリシン酸、オレイン酸、バルミチン酸等の成分が含まれる傾向にあつた。

・唐辛子を含む加工食品の品質特性調査
唐辛子を貯蔵する時に揮発性成分としてアリシン酸、オレイン酸、バルミチン酸等の成分が含まれる傾向にあつた。

◇食品事故等の発生原因の究明後、発生原因について、広報誌等をインターネット、地方公共団体、消費者等に対して3日以内に提供した。

[ホームページ、広報誌掲載課題]

・フカヒレ加工食品の品質特性

日SIE検査開始後の「ブリオントン検査済み」等の表示状況の実態調査を行い、農林水産省に情報提供した。

◇食品等持性把握調査の結果をホームページ、講習会等を活用して、全国商品テスト連絡会議において発表した。

[ホームページ、広報誌掲載課題]

・フカヒレ加工食品の品質特性

<p>b : 4日以上かかった c : 行わなかつた</p> <p>★ (3) 微量物質等の調査分析</p> <p>(3) 社会的な要請等を踏まる えて、食品等に含まれる 微量物質の調査分析を適 切に行う。</p>	<p>・柑橘類中の主要な機能性成分 ・生子ヨコレートの品質特性 [全国商品テスト運営実証課題]</p> <p>・食酢の品質特性調査 ・フカヒレ加工食品の品質特性調査 ・DNAを利用したサバ、マグロの種類判別</p> <p>◇微量物質等の分析技術の習得、維持・向上のための研修を行つた。 a : 研修を行つた c : 研修を行わなかつた</p>	<p>【事業報告書の記述】 分析技術の習得、維持・向上のため、延べ21名の職員に対し、機器操作技能研修を39回実施した。</p> <p>【事業報告書の記述】 微量物質等の確認調査に使用する主要検査分析機器の整備及び保守・点検を行つた。</p>	<p>【事業報告書の記述】 分析機器の点検整備等を計画的に行つた。 a : 分析機器管理台帳を作成 c : 全セシナーの分析機器の定期的な再調査を行つた。 d : 定期的な再調査を作成せず、又は定期的な再調査を行つた。 e : 管理台帳を作成せず、又は再調査を行わなかつた</p> <p>【その他特記事項】 機器管理台帳を作成した。</p>	<p>◇分析機器の整備及び分析精度を保証するための保守・点検を定期的に行つた。 a : 整備、保守・点検を定期的に行つた</p> <p>c : 整備、保守・点検を定期的に行わなかつた</p>	<p>【事業報告書の記述】 行政ニーズを踏まえ、以下の微量物質の基礎調査を実施し、農林水産省関係部局に情報提供を行つた。なお、野菜類(国産2,474件、390検体)、輸入1,836件(306検体)の残留農薬による分析結果については、農林水産省において公表(プレスリース)され、残留農薬基準値を</p>
<p>(3) 微量物質等の調査分析</p> <p>(3) 社会的な要請等に的確 かつ迅速に対応するために、 分析機器の整備を定期的 に実施するため、維持・点 検を行つた。</p>	<p>ア かつ迅速に対応するために、 分析機器の整備を定期的 に実施するため、維持・点 検を行つた。</p> <p>イ 農林水産省の関係部局と 連携し、農林物質の生 産方法の改善につなげる ため、食品等に含まれる 微量物質の基礎子ータを調 査分析を実施する。</p>	<p>☆ 本年度に実施する食品 等の微量物質の調査分析 を行いう品目、分析項目及 び件数は別紙3のとおり とする。〔1-4-(1)〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・抗生物質 240件 	<p>☆ 本年度に実施する食品 等の微量物質の調査分析 を行いう品目、分析項目及 び件数は別紙3のとおり とする。〔1-4-(1)〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・抗生物質 240件 	<p>◇年度計画に基づき坑生物質 の調査分析を実施した。</p> <p>a : 計画度合は90%以上であつた b : 計画度の達成度合は50%以上 c : 計画度の達成度合は50%以上90%未満であった</p>	<p>【事業報告書の記述】 行政ニーズを踏まえ、以下の微量物質の基礎調査を実施し、農林水産省関係部局に情報提供を行つた。なお、野菜類(国産2,474件、390検体)、輸入1,836件(306検体)の残留農薬による分析結果については、農林水産省において公表(プレスリース)され、残留農薬基準値を</p>
<p>(3) 微量物質等の調査分析</p> <p>(3) 社会的な要請等に的確 かつ迅速に対応するために、 分析機器の整備を定期的 に実施するため、維持・点 検を行つた。</p>	<p>ア かつ迅速に対応するために、 分析機器の整備を定期的 に実施するため、維持・点 検を行つた。</p> <p>イ 農林水産省の関係部局と 連携し、農林物質の生 産方法の改善につなげる ため、食品等に含まれる 微量物質の基礎子ータを調 査分析を実施する。</p>	<p>☆ 本年度に実施する食品 等の微量物質の調査分析 を行いう品目、分析項目及 び件数は別紙3のとおり とする。〔1-4-(1)〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・抗生物質 240件 	<p>☆ 本年度に実施する食品 等の微量物質の調査分析 を行いう品目、分析項目及 び件数は別紙3のとおり とする。〔1-4-(1)〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・抗生物質 240件 	<p>◇年度計画に基づき坑生物質 の調査分析を実施した。</p> <p>a : 計画度合は90%以上であつた b : 計画度の達成度合は50%以上 c : 計画度の達成度合は50%以上90%未満であった</p>	<p>【事業報告書の記述】 行政ニーズを踏まえ、以下の微量物質の基礎調査を実施し、農林水産省関係部局に情報提供を行つた。なお、野菜類(国産2,474件、390検体)、輸入1,836件(306検体)の残留農薬による分析結果については、農林水産省において公表(プレスリース)され、残留農薬基準値を</p>

%未満であった

超過した1件については、農林水産省を通じて
厚生労働省に通報した。

・抗生素質（ハム類、ハンバーグ、畜肉缶詰）
240件（240検体）

・合成抗菌剤（ハム類、ハンバーグ） 121件
(121検体)

・残留農薬（野菜類、果物類、果実飲料、茶）
7,743件 (1,278検体)

輸入野菜類 1,836件 (306検体)

国産青果物 4,137件 (618検体)

果実飲料 230件 (46検体)

茶 1,540件 (308検体)
・放射能（紅茶、ピスタ、納豆、乾燥きのこ類、ナ
ツツ瓶） 160件 (160検体)

・環境汚染物質（水質汚濁性農薬、揮発性有機
ハロゲン化合物）
(ミネラルウォーター、牛乳) 196件 (196検体)

【その他特記事項】

・合成抗菌剤
120件

◇年度計画に基づき残留農薬
の調査分析を実施した。
a : 計画値の達成度合は90
%以上であった
b : 計画値の達成度合は50
%以上90%未満であった
c : 計画値の達成度合は50
%未満であった

・残留農薬
(有機JAS品等の確認分
析を除く。)
538件

輸入野菜における農薬の殘留が社会問題とな
ったことから、年度計画を大幅に超えて調査分
析を実施した。

達成度合144%

・放射能
160件

◇年度計画に基づき放射能の
調査分析を実施した。
a : 計画値の達成度合は90
%以上であった
b : 計画値の達成度合は50
%以上90%未満であった
c : 計画値の達成度合は50
%未満であった

達成度合100%

a

b

c

環境汚染物質	190件	c : 計画値の達成度合は50%未満であった。	△年度計画分析に基づき環境汚染物質の達成度合は90%以上であった。	a : 計画値の達成度合は50%以上90%未満であった。	b : 計画値の達成度合は50%未満であった。	c : 計画値の達成度合は50%未満であった。		
		達成度合103%	達成度合103%	達成度合103%	達成度合103%	達成度合103%		
		a	a	a	a	a		
ウ	農林水産省の関係部局と連携し、C o d e x 規格とどおりとして提案された実態等について、国産重金属等における含有量の実態調査を実施する。	☆ C o d e x 規格として提案されている重金属等について年度計画にに基づき実態調査を実施した。	△ C o d e x 規格として提案されている重金属等について年度計画にに基づき実態調査を実施した。	☆ C o d e x 規格とどおりとして提案された実態等について、本年度実施する品目、検査項目及び件数は別紙3のとおりとする。 「1~3-(1)-イ ・重金属(カドミウム) 830件	a : 計画値の達成度合は90%以上であった。	a : 計画値の達成度合は90%以上であった。	b : 計画値の達成度合は50%以上90%未満であった。	c : 計画値の達成度合は50%未満であった。
		独立行政法人食品総合研究所等の関係試験機関と連携し、食品等に含まれるダイオキシン類、内分沁かく乱物質(環境ホルモン)等の分析を実施する。	独立行政法人食品総合研究所等の関係試験機関と連携し、食品等に含まれるダイオキシン類、内分沁かく乱物質(環境ホルモン)等の分析を実施する。	独立行政法人食品総合研究所等の関係試験機関と連携し、食品等に含まれるダイオキシン類、内分沁かく乱物質(環境ホルモン)等の分析を実施する。	c : 調査分析を実施しなかつた事例がある(関係試験機関と協議した結果、調査研究を計画しなかった年度においては評価の対象外とする。)	c : 調査分析を実施しなかつた事例がある(関係試験機関と協議した結果、調査研究を計画しなかった年度においては評価の対象外とする。)	c : 調査分析を実施しなかつた事例がある(関係試験機関と協議した結果、調査研究を計画しなかった年度においては評価の対象外とする。)	
		工 独立行政法人食品総合研究所等の関係試験機関と連携し、食品等に含まれるダイオキシン類、内分沁かく乱物質(環境ホルモン)等の分析を実施する。	工 独立行政法人食品総合研究所等の関係試験機関と連携し、食品等に含まれるダイオキシン類、内分沁かく乱物質(環境ホルモン)等の分析を実施する。	工 独立行政法人食品総合研究所等の関係試験機関と連携し、食品等に含まれるダイオキシン類、内分沁かく乱物質(環境ホルモン)等の分析を実施する。	(4) 改正J A S法によりJ A S規格の定期見直しに係る調査分析 (4) J A S規格の定期見直しに係る調査分析 J A S規格の定期見直しに係る調査分析に当たっては、次の調査を行う。 ア 生産者、製造業者、流通業者、消費者等に対する技術的基準の見直しに当たっては、J A S規格及び認定の技術的基準の見直しに当たっては、J A S規格見直しに係る規格の利	☆ J A S規格及び認定の技術的基準の見直しに当たっては、J A S規格見直しに係る規格の利		

た農林物質に関連する食品等の品質の調査分析を行ふ。

るJAS規格の利用状況及び見直しの要望の調査

たつては、JAS規格の定期改定又は改正から一定期間を経過した後に掲げる規格について、別紙2に記載する規格と同一規格であるものとのどおり、また、年度内におい規格が緊急的に見直しが必要な場合に応じて調整をするものとする。[1-2]

- ・畜肉製品 (9品目 23規格)
- ・めん類 (2品目 5規格)
- ・水産食品 (6品目 9規格)
- ・林産物 (6品目 9規格)

a : 調査を実施した規格数は、見直した規格数以上である。
b : 調査を実施した規格数は、見直した規格数以上90%未満であった。
c : 調査を実施した規格数は、見直した規格数未満であった。

A S規格も含め、58品目・157規格について調査分析を実施し、34品目・102規格について農林水産省品質課へ報告した。
また、JAS規格及び品質表示基準に関する説明会を47回実施し、アンケート又はヒーリングによる利用状況及び見直し要望等の調査(利用実態調査)を以下のようにおおり実施した。

- ・消費者団体等 20品目・56規格
- ・実需者 7品目・21規格
- ・流通業者等 31品目・74規格
- ・製造業者等 31品目・74規格
- ・農林水産省品質課の要請を受けて追加的に利用実態調査を行った。5品目・8規格について、農林水産省品質課の要請を受けて追加的に利用実態調査を行った。
- ・改正原案検討のため、有識者、消費者、業界団体等の利害関係者で構成する検討委員会を8回、消費者団体等への説明会を8回、農林水産省品質課との協議会を10回開催した。

【その他特記事項】 達成度合100%

イ JAS規格付製品、JAS規格があるもののJAS規格付を受けないない一般製品、JAS規格一般製品に類似している一般製品について、1規格当たり概ね20件以上の市販品調査

○ 見直しの対象となるJAS規格に係る調査分析件数：1規格当たり概ね20件以上

◇規格見直しに係る規格の調査分析を1規格当たり20件以上(特段の理由がある場合は除く。)行った。
a : 計画値の達成度合は90%以上であった
b : 計画値の達成度合は50%以上90%未満であった
c : 計画値の達成度合は50%未満であった

a : 調査を実施するための市販品買上調査(品質実態調査)を19品目・35規格(819件)について行つた。
また、6品目・24規格(167件)について、農林水産省品質課の要請を受けて追加的に品質調査を行つた。

【その他特記事項】
食品6規格、林産物1規格が困難等特段の理由があつたことから、1規格当たり20件以下の実績であつた。達成度合100%

ウ JAS規格との国際規格の整合性の調査

◇規格見直しに係る国際規格との整合性調査を実施した。
a : 調査を実施した規格数は、見直した規格数以上であった
b : 調査を実施した規格数は、見直した規格数50%

【その他特記事項】
達成度合100%

<p>以上90%未満であった c：調査を実施した規格数 は、見直した規格数の50% 未満であった</p>	<p>◇国際的に流通している食品等の海外実態等に関する情報収集を行つた。 a：情報収集を行つた。 c：情報収集を行わなかつた。</p>	<p>【事業報告書の記述】 食品等の規格基準の国際化に適切に対応するため、食品等に関する海外情報並びに分析精度を維持、確認するための手法等に関する情報を収集・整理した。</p>	
<p>☆ センターは、食品等の規格基準の国際化に適切に対応するため、国際規格及び各国の規格の制定、改正、整備加物、農薬、農業、放射能、添加物、品質等に関する情報を収集、品評会、販売情報の収集、整理を行つた。 〔I-3-(2)〕</p>	<p>◇国際的に流通している食品等の品質及び表示の実態の調査分析を実施した。 b：実施した。 c：実施しなかつた</p>	<p>【事業報告書の記述】 しょうゆのCodenににおける規格の整備等の実態としょゆの品質及び表示の実態の調査分析を実施した。</p>	
<p>(5) Codex規格等による調査分析等 ア 我が国の実態に即したに流通するたる我が国等の食品技術、報價等に当該食品品質の調査分析を行う。</p>	<p>近年のCodexにおける国際規格化に応じての調査分析を行つての調査を行う。 〔I-3-(1)-A〕</p>	<p>☆ 本年度は、分析方法の妥当性を確認するため、しょうゆの調査を行うものとする。 〔I-3-(1)-A〕</p>	<p>【その他の記述項目】 妥当性確認試験の結果、JAS規格に定める分析法はCodex委員会で定める基準に合致しなかつたことから、新たな分析法の開発を行なつた。</p>
<p>(5) 国際規格に我が国の意見を反映させるための品質の収集等を実施するため、海外情報を収集を行う。</p>	<p>Codex規格の主要部分を成す分析方法を我が国の実態に即したものに、Codex分析・サンプリング部会等への職員出席者を技術面から支擲するため、これらの会議に職員を派遣する。</p>	<p>イ Codex規格の主要部分を成す分析方法を我が国に即したものに、Codex分析・サンプリング部会等への職員出席者を技術面から支擲するため、これらの会議に職員を派遣する。</p>	<p>【事業報告書の記述】 以下下の国際会議(5回)及びび国際食品規格委員会に係る国内会議(17回)に職員を派遣した。 ISO/TC34遺伝子組み換え体及びその由来製品の検出方法に係る作業部会(「プラハ」、第23回コーンブリック(ベルリン) ・第23回国際経済大会(バンガロール・インド) ・コーデックスバイオテクノロジー応用食品特別部会WG会議(東京) ・コーデックスバイオテクノロジー応用食品特別部会会議(横浜)</p>

【その他特記事項】
コーデックスバイオテクノロジー応用食品特別部会WG会議において、センターが作成した案が日本国政府の案として提出された。

(6) 消費者に対する情報提供
ア 消費者等に対し適切な情報提供を行なうため、次の取組を行う。

(ア) インターネット上に利用者が開設する各種情報を各会員等に掲載する。[I-6-(1)-ア]

(イ) 情報を提供するたため、インターネット等の発行、地方公共団体等の講師派遣による講習会等ともに、情報を提供の質の向上を図るため、アンケート調査等の実施や提供方法について効果測定を行う。

★ 消費者・事業者等に対する情報の提供を行うため、次を開設し、運営する。「[I-6-(1)-ア]

(ア) インターネット上に利用者が開設する各種情報を各会員等を提供を行なうとともに、提供情報の更新を行なう。

【事業報告書の記述】
ホームページを開設・運営し、常時情報の提供を行った。
・平成13年6月1日から平成14年3月31日までのアクセス数 116,263件

【その他特記事項】
ホームページ利用者の利便性を向上させるための内容の改善は4回実施した。

ホームページの更新は延べ127回であった。

◇ホームページ上の消費者相談事例等の最新情報を常時更新した。

a : 情報を常時(月に1回以上)更新した。
b : 情報の更新頻度が低いかった。
c : 情報の更新しなかった。

◇プレスリリースを発表翌日にホームページへ掲載した。
a : 達成度合は90%以上であった。
b : 達成度合は50%以上90%未満であった。
c : 達成度合は50%未満であった。

◇レスリリースは、毎日ホームページに掲載した。
達成度合100%

★ 従来からの定期発行物を掲載するほか、消費者相談事例、最新情報を常時更新するものとする。
[I-6-(1)-イ]

【事業報告書の記述】
ホームページに、以下の情報を掲載した。
〔ホームページの主なコンテンツ〕
・独立行政法人通則法に基づく公表事項
・食のQ&A(消費者相談事例)

a : 設置し、又は必要な改善を行ない、若しくは見直しの結果、改善の必要がなかつた
c : 設置せず、又は必要な改善を行わなかつた

・新食糧ウォッチング、食のサイエンス（食品等特性把握調査結果）
品等電子顯微鏡写真館
・行政情報

【その他特記事項】

5月22日に検索システムを導入した。

◇電子メール利用者のために受付窓口を開設し、希望者に情報をお伝えする。
a : 受付窓口を設置し、情報を発信した。
b : 受付窓口を設置せず、情報の発信を行わなかつた。

【事業報告書の記述】
イノターネットを活用した情報提供のため、品質表示に関する技術情報、「JAS規格見直しの動向」、講習会の開催、センター業務の紹介等の内容と、する電子メールによる情報（メールマガジン）を発信した。

★ 電子メールページに受付窓口を開設し、電子メールによる情報を発信するものとする。
[I-6-(1)-ウ]

☆ 地方公共団体の消費生 活センター等を主な対象として、年間6回広報誌を作成するものとする。セントラーや各事務所（以下「本部」）及び各従事する事務所（以下、本部に沿けどいう。）等を管轄する管轄センター（地域センター）などがある。地域の実情を踏まえ、各地域における情報を随時提供していくものとする。[I-6-(2)-ア]

◇広報誌を概ね2ヶ月に1回の割合で年6回以上発行した。a : 計画値の達成度合は100%以上であった。
b : 計画値の達成度合は70%以上100%未満であった。
c : 計画値の達成度合は70%未満であった。

【事業報告書の記述】
象として、広報誌「大きな目小さな目」を6回作成し、発行した。また、各地域センターにおいて地域情報紙を発行した。
【広報誌の主な掲載内容】
・食のサイエンス、商品知識（食品等特性把握調査等）
・食のQ&A（消費者相談）
・行政情報
・広報誌作成部数（A4版10頁） 33,500部
（地域情報誌 13.8月版）
セントラーや各センターに常備した。
以下の講習会、講師派遣等において配布した。
・有機食品
・遺伝子組換え食品
・原産地表示及び原料原産地表示

【その他特記事項】 達成度合100%

◇各地域センターにおいて、必要に応じ地域情報紙を作成

	a	b	c	a	b	c	a	b	c
し、配布した。									
☆：作成し、配布した									
□情報提供用のビデオ及びパンフレットを作成した。									
a：ビデオ及びパンフレットを作成した。									
b：ビデオ又はパンフレットのいずれか一方を作成した									
c：作成しなかった									
☆ 食品等の生産、流通、消費した消费者的商品知識を内示して作成するものとする。									
本年度はセンターの業務紹介ビデオを作成する。									
〔1-6-(2)-イ〕									
消費者啓発用パンフレット等について以下のものを作成するものとする。									
〔1-6-(2)-ア〕									
☆ 有機食品・遺伝子組換え食品・原料原産地表示									
☆ 地方公共団体及び事業会員が主催する消費者学習会への参加を積極的に行うものとする。									
〔1-7-(3)〕									
(4) 地方公共団体が行つてある消費者の取組をとどめる消费者から支援する省林水産省及地方公学者の普及活動、地方公学者学習会が主催する消費者の派遣、消費者への出展等を行う。									
(5) 消費者から相談に応じた方法による情報提供を行つた場合に応じて改訂し、又は必要な改訂を行い、若しくは見直しの結果、改訂度の消费者相談事例集を作成する。									
☆ センターは、「消費者の一部屋」又は「消費者コーナー」の充実を図り、地域の実情に応じた方法により情報提供を行うものとする。									
☆ 効率的な相談対応を実現するため、「消費者相談									

る。

の必要性がなかつた
施するため、これについて事例相談を作成する者相談を成すものとする。
〔I-5-(4)-ア〕

☆ 消費者相談への適切な対応マニュアルを作成するため、定期的に見直しを行い、必要な改正を行つた。
〔I-5-(4)-イ〕

セニタは、消費者相談センターは、農林水産省農業政策局、地方農業センターセンタは、農業機関との連携を図り、農業機関等の情報の効率的な活用、分析試験の実施等の技術的対応を図ることにより、的確かつ迅速に処理する。併せて相談内容の傾向を把握し、解説等を行う。その結果を消費者啓発、その調査等に活用するものとする。

☆ 対応マニュアルを作成するため、定期的に見直しを行い、必要な改正を行つた。
〔I-5-(4)-イ〕

セニタは、農業機関との連携を図り、農業機関等の情報の効率的な活用、分析試験の実施等の技術的対応を図ることにより、的確かつ迅速に処理する。併せて相談内容の傾向を把握し、解説等を行う。その結果を消費者啓発、その調査等に活用するものとする。

「事例集」を作成した。

【事業報告書の記述】
消費者相談への適切な対応マニュアルを作成した。
a
消費者相談者相談電話を活用するとともに、消費者相談者相談室用電話を活用し、消費者相談5,203件に對応した。そのうち、平成13年9月11日から平成14年3月31日までの間は、BSU開通相談（536件）について、相談内容を取りまとめて農林水産省へ報告した。また、14年2月には、農林水産省表示110番を開設し、203件の情報提供等に對応した。

b
消費者相談で窓口を開設し、平成13年9月11日から平成14年3月31日までの間は、BSU開通相談（536件）について、相談内容を取りまとめて農林水産省へ報告した。また、14年2月には、農林水産省表示110番を開設し、203件の情報提供等に對応した。

c
消費者相談への適切な対応マニュアルを作成するため、定期的に見直しを行い、必要な改正を行つた。
〔I-5-(4)-イ〕

☆ 消費者被害の救済、防止を目的として被害原因の分析及び評価等消費者被害相談46件に對応して被害原因につき食品等消費者被害再発防止のための講習会を開催した。
〔I-5-(2)〕

☆ あらゆる機会を

利用してセシターのPRにセシターの消費者相談などもに、相談専用電話でいるものとするとともに、消费者相談に応えるものとする。

[I-5-(3)]

(オ) 消費者、流通業者及び団体を対象として、JAS規格の普及及びJAS制度の講習会を開催する。

☆ 対象に、JAS法及びJAS制度の仕組み及びJAS製品について正しく理解させるため、講習会を実施するものとする。
本年度は、10回以上行うものとする。
[I-7-(4)]

イ 効果測定システムの構築と結果の活用
(1)及び(ア)の(オ)の講習会及び研修会において、その内容に開設するするによる提一もに情報等を通じてホームページ等を評価する。

◇ JAS規格の普及及びJAS制度の講習会を開催した。
a : 計画値の達成度合は90%以上である。
b : 計画値の達成度合は50%以上90%未満である。
c : 計画値の達成度合は50%未満であった。

【事業報告書の記述】
消費者、流通業者等を対象に、JAS法に係る品質に関する制度の仕組み及びJAS制度について正しく理解させるため、JAS制度普及啓発のための講習会を「調理冷凍食品」、「機農産物」などについて12回開催した。

【その他特記事項】
達成度合120%

☆ 各種講習会、研修会及び広報誌について、アンケート調査を実施する。
[I-10(1)]

◇ 講習会及び研修会において、その内容に関するアンケート調査を実施した。
a : 適切な内容により調査を実施した。
b : 一部不十分な調査を行った。
c : 調査を実施しなかった。

【事業報告書の記述】
情報提供の質の向上を図るために、各種講習会、研修会、広報誌及びホームページによる効果測定を実施し、顧客満足度を測定した。

4.4
4.1
4.0
・講習会
・広報誌
・ホームページ上にアンケートを収集できる機能を付加し、収集したアンケート結果を企画委員会で評価した。

☆ ホームページの内容についてもアンケート調査を実施する。[I-10-(2)]

◇ ホームページ等を評価するシステムの構築するところとともに、定期的に見直しを行った。
a : 構築し、又は必要な改善を行った。
b : 構築し、若しくは見直しの結果、改善の必要性がなかった。
c : 構築せず、又は必要な改善を行わなかった。

◇ 提供情報等に関する顧客満足度が段階評価で3.5以上であった。
a : 3.5以上であった。
c : 3.5未満であった。

【事業報告書の記述】
消費者対応業務推進委員会を1回以上開催し、提供情報の結果を踏まえ、消費者対応業務推進委員会を開催し、効果測

顧客満足度は5段階評価で中期目標の各事業年度を通じて3.5以上を目標とする。

○ 中期目標の期間中の各事業年度の顧客満足度：5段階評価で3.5以上または、中期目標の満足度を踏まえ、評価の結果を踏まえ、提供情報の的確性を評価する。

[I-5-(4)]

☆ 調査結果を踏まえ、消費者対応業務推進委員会を開催し、提供情報の結果を踏まえ、評価の結果を踏まえ、提供情報の的確性を評価する。

【事業報告書の記述】
消費者対応業務推進委員会を開催し、提供情報の結果を踏まえ、評価の結果を踏まえ、提供情報の的確性を評価する。

性、分かり易さ等の向上
に資する方策について、
消費者等外部の有識者を
含めて各事業年度に1回
以上検討を行う。

報の向上のための改善提
供の内容・方法について
検討するものとする。
〔I-10-(3)〕

定結果を基に提供情報の的確性、分かり易さ等
について検討し、14年度の情報提供業務に反映
させることとした。

【その他特記事項】
消費者対応業務推進委員会は、2回開催した。

**2 署林物資の検査及び格
付並びに技術上の調査及
び指導**

**2 署林物質の検査及び格
付並びに技術上の調査及
び指導**

**(1) 製造業者及び販売業者
が品質表示基準を遵守する
ため、必要な検査等を行
う。**

☆ 次により実施するほか、
消費者に対する情報提供
に資するため事項についても
調査するものとする。
〔II-1〕

(1) 品質表示基準の遵守状
況の確認のための検査
が品質表示基準を遵守し
ているか否かを検査等を
する。この場合、前年度
の検査において不適合事
件が高い品目等について重
点的に使う。

◇前年度の検査において不適
合率が高い品目等の実施率を
前年度に比べて高くした。
a : 実施率を高くした
c : 実施率を高くなかった

【事業報告書の記述】
平成12年度の検査において不適合率が高い
(指導率約30%以上)品目を重点的に実施した。
【その他特記事項】
不適合率が高い品目により、実施率の向上には至らなかつた。
平成13年4月に、品目横断の品質表示基準が
施行され、この検査の重點化を行つたことから、
既存の品質表示基準の検査件数は削減し
た。

ア 生鮮食品の原産地表示
等の調査：各事業年度
の調査店舗数：000店舗以上
b : 計画の達成度合は100
%以上であった
c : 計画の達成度合は70
%以上100%未満であった
d : 計画の達成度合は70
%未満であった

☆ 本年度の点検指導件数
及び買上件数は、以下の
とおりとする。
なお、実施に当たって
は、必要に応じること等により、
一齊に行い及び指導効率化に
努めるものとする。
〔II-1-(1)〕
調査店舗等数：6, 010

◇生鮮食品の原産地表示等の
調査を6, 000店舗以上実
施した。
a : 計画の達成度合は100
%以上であった
b : 計画の達成度合は70
%以上100%未満であった
c : 計画の達成度合は70
%未満であった

【事業報告書の記述】
平成12年度の調査を含む。）、产地確認等のための買上検
査を364件実施した。検査の結果、基準が遵守
されていない場合は、販売業者に對し以下の措
置を実施した。
なお、店舗調査において文書による指導をし
た販売業者に対しては、必要に応じ確認のため
の再調査を実施したほか、14年度の調査対象店
舗とする。

に6,000店舗以上実施するどもに、産地査定の確認のため買上検査を300件以上行う。

【店舗調査】

- ・口頭指導 4,153件
- ・啓発（文書） 52件
- ・改善指導（文書） 42件（うち再調査による改善確認件数32件）

〔買上検査〕
・改善指導（文書） 55件（うち改善件数53件）
効率的な生鮮食品検査実施のため、調査対象等の店舗は、平成11年度商業統計表及び人口比率等を考慮し、都道府県・店舗形態別に調査店舗を選定した。また、社会情勢、行政ニーズ等を考慮し、特定品目についての一斉調査等を行った。

【その他特記事項】

日S E問題への対応、原産地表示強制表示等に係る立入検査への対応等の緊急性及び重要性の高さを考慮へ要員を投入したことから、業務量を減らさざるを得なかつた。

○ 生鮮食品の買上件数
各事業年度300件以上

◇産地の確認等のため買上検査を300件以上実施した。
a : 計画値の達成度合は100%以上であつた
b : 計画値の達成度合は70%以上100%未満であつた
c : 計画値の達成度合は70%未満であつた

◇検査を効率的に行うため、期間を定め、各地域センターで一斉に行つた。
a : 一斉に行つた
c : 一斉に行わなかつた

◇生鮮食品の原産地表示等の調査については、事業形態、地域バランス等を勘案して調査店舗を選定した。
a : バランス等を勘案せず選定した
c : バランス等を勘案せず選定した

◇検査の結果に基づき、必要

a

a

a

に応じて店舗等に対し指導を行った。
a : 必要に応じて指導を行つた
c : 必要であるにも関わらず指導を行わなかつた事例があつた

☆ 有機農産物（格付の表示を除く。）又はこれと紛らわしい名称の表示をしていいる製品に対する検査を1-(1)の検査と併せて実施するものとする。
したがつて、その結果に基づき販売元業者等に対する指導を行つた。

a : 検査を行つた
c : 検査を行わなかつた

◇検査を効率的に行うため、生鮮食品の原産地表示等の調査時に併せて有機農産物（格付の表示を除く。）又はこれと紛らわしい名称の表示をしていいる農産物に対する検査を行い、不適正な表示をしたものに応じて買上検査を行う。

【事業報告書の記述】
有機農産物（格付の表示を付しているものを除く。）又はこれと紛らわしい名称の表示を併せて有機農産物（格付の表示を除く。）又はこれと紛らわしい名称の表示をしていいる農産物に対する検査を行つた。そのうち、209件の不適正な表示があった。販売業者に対する指導としては、必要に応じては、必要な指導を実施した。なお、指導対象とした販売元業者等に対する検査を実施したほか、14年度の検査を実施した。

なお、表示の適合性が疑われるものについても買上検査を行つて、販売業者に対する指導を実施した。なお、指導した販売業者等に対する検査を実施した。

◇検査の結果に基づき、必要に応じて生産業者及び販売業者等に対する指導を行つた。
a : 必要に応じて指導を行つた
c : 必要であるにもかかわらず指導を行わなかつた事例があつた

◇特別栽培農産物に係る表示方ガイドラインの普及推進を図るため、小売店における無農薬栽培農産物等の表示実態を点検し、特別栽培農産物（無農薬栽培に限る。）の表示の整合性の確認分析を行つた。
a : 点検し、確認分析を行つた
b : 点検、確認を行わなかつた

【事業報告書の記述】
小売店における特別栽培農産物の表示実態を点検し、販売業者に対し、普及啓発を行つた。また、表示の整合性の確認のため、22件の残留農薬等に関する確認分析を行つた。なお、残留農薬等は検出されなかつた

◇表示分析の結果及び表示の整合性確認について、生産者等に対し普及啓発を行った。
a：必要に応じて普及啓発を行った
b：必要であるにもかかわらず普及啓発を行わなかつた事例があつた

イ 加工食品の品質表示基準の検査については、既存の品質表示基準に基づき、各事業者の加工食品に表示基準に基づく品目を置き、外の加工食品に表示基準に基づく品目を置き、地域バランスを実現することと定めることとした。実施する。

【事業報告書の記述】（p.5、指標10を再掲）
品質表示基準に係る加工食品買上検査において、新たに品質表示が義務付けられた加工食品の検査件数は2,863件となり、全検査件数4,939件に占める割合は58%となつた。

◇加工食品の品質表示基準の検査については、既存の品質表示基準に基づき、外の加工食品に表示基準に基づき対象食品を選定した。
a：既存の品目以外の品目を選定した
b：既存の品目以外の品目を選定しなかつた

【事業報告書の記述】
加工食品の品質表示基準製品の検査を5,257件（店頭検査318件を含む。）実施した。検査の結果、基準が遵守されていない又は表示と内容が異なる場合は、製造業者等に対し、品質が異なつては、製造業者等に対しても、以下の措置を講じた。
なお、指導した製造業者等に対しても、必要に応じ確認のための調査を実施したほか、14年度の検査対象とする。

◇加工食品の品質表示基準の検査を5,000件以上実施した。
a：計画値の達成度合は100%以上であった
b：計画値の達成度合は70%以上100%未満であった
c：計画値の達成度合は70%未満であった

★ 本年度の計画件数は、別紙4及び別紙5のとおりとする。〔II-1-(2)〕

○ 加工食品の品質表示基準の検査件数：各事業年度5,000件以上

【事業報告書の記述】
加工食品の品質表示基準製品の検査を5,257件（店頭検査318件を含む。）実施した。検査の結果、基準が遵守されていない又は表示と内容が異なる場合は、製造業者等に対し、品質が異なつては、製造業者等に対しても、以下の措置を講じた。
なお、指導した製造業者等に対しても、必要に応じ確認のための調査を実施したほか、14年度の検査対象とする。

・啓発（文書）345件（個別 63件、横断 282件）
・改善指導（文書）997件

〔個別 506件（うち改善件数 291件）
横断 491件（うち改善件数 289件）〕

効率的な加工食品検査実施のため、検査対象を食品は、平成9年度商業統計表（産業編）等を参考に、各品目の事業所数、地域特性を勘案し、選定した。また、社会情勢、行政ニーズ等を勘案し、特定品目について一斉調査等を行つた。

【その他特記事項】

BSE問題への対応、原産地偽表示等に係る立入検査への対応等の緊急性及び重要性の高い業務へ要員を投入したことから、買い上げ検査件数を減らさざるを得なかつた。

◇加工食品の品質表示基準の検査については、製造業者等の事業規模、地域バランス等を勘案して対象食品を選定した。
 a：バランス等を勘案して選定した
 c：バランス等を勘案して選定しなかった

◇検査の結果に基づき、必要に応じて製造業者等に対し指導を行った。
 a：必要に応じて指導を行つた
 c：必要であるにも関わらず指導を行わなかつた

◇検査を効率的に行うため、検査時に加工食品の品質表示基準の表示を付する検査（格付の表示を付するもの）と、又はこれと紛らわしい名称の表示を付する検査（格付の表示を付するもの）を除く。又はこれと紛らわしい名称の表示をしていて、製品に対する検査を併せて行うものとする。
 a：検査を行つた
 c：検査を行わなかつた

☆ 有機農産物加工食品（格付の表示を付しているものと紛らわしい名称に対する検査で、(2)の検査と併せて行うものとする。
 なお、不適正な表示を行つたものには、その結果に基づき販売業者等に対する検査を行い、その結果に基づき販売業者等に対する指導を行うものとする。
 [II-2-(2)]

b

a

a

【事業報告書の記述】
 有機農産物加工食品（格付の表示を付していいるものを除く。）又はこれと紛らわしい名称の表示を付する検査を加工食品検査と併せて行つた。そのうち、162件の不適正な表示について、製造業者等に対する指導が実施した。また、表示の適合性が疑われるものについて買上検査を行い、不適正の表示が確認された加工食品に対しては、必要に応じて指導致した。

なお、指導致した製造業者等に対しては、必要に応じて確認のための調査を実施したほか、14年度の検査対象とする。

◇検査の結果に基づき、必要に応じて販売業者等に対し指導を行つた。
 a：必要に応じて指導を行つた
 c：必要であるにも関わらず指導を行わなかつた

◇遺伝子組換え食品の品質表示基準の記述】
 【事業報告書の記述】

☆ 本年度の検査の品目及
 ウ 遺伝子組換え食品の品目及

示基準の検査について
表示基準の検査は、製造業者等の事業を定
め、製造業者等の事業を定め、登録申請するに
ては、地域バランス等を考慮して対象製品を事実上
選定するにとどめ、各事業を300件以上に
度する。

示基準の検査を300件以上
実施した。
a : 計画値の達成度合は100%以上であった。
b : 計画値の達成度合は70%以上100%未満であった。
c : 計画値の達成度合は70%未満であった。

遺伝子組換え食品の表示に係る確認検査を305件実施した。検査の結果、遺伝子組換えDN Aが検出されたものの及び検出不能でないものについて、67件の分別生産流された製造業者等に対する調査を行った。なお、分別生産流において引き継ぎ指導を行つたことは、平成14年度に限り調査を行うこととした。

・検出件数 80件
・検出不能件数 13件
・調査件数 67件
・指導件数 1件(うち改善件数 1件)
効率的な検査実施のため、検査対象食品は、国内における大豆及びとうもろこしの加工食品への使用実態、平成13年4月に実施した流通実態調査等を勘案し、選定した。

【その他特記事項】
達成度合102%

◇遺伝子組換え食品の品質表示基準検査に業者規格、地域バランス等を勘案して対象製品を選定した。

a : バランス等を勘案して選定した。
b : バランス等を勘案せずに選定した。

◇検査の結果に基づき、必要に応じて製造業者等に対し指導を行つた。
a : 必要に応じて指導を行つた。
b : 必要であるにも関わらず指導を行わなかつた事例があつた。

【事業報告書の記述】
農林水産省総合食料局長の依頼に基づき、以下の登録格付機関等の登録、手数料及び業務規程の認可の審査に係る技術上の調査を実施した。

a

☆ 登録等の申請の審査に対する
技術上の調査を行つた。
a : 登録格付機関を含む。以下
同じ。) 及び登録認定機関
(登外國認定機関を含む。

- 32 -

- (2) 登録認定機関等に対する
技術上の調査
ア 農林水産大臣が、登録認定機関及び登録格付機関(以下「登録認定機関等」という。)の登

・登録等の申請の審査に対する
技術上の調査を行つた。
a : 登録格付機関を含む。以下
同じ。) 及び登録認定機関
(登外國認定機関を含む。

a

登録の更新並びに手数料に手数料規程及び登録後ににおける技術上の調査を適正に行う。

「**[III-1]** 日JAS法による承認を認定工場がその効力を規格化及する品目表示の規格化に關する法律第14条第2項の承認について」(昭和45年1月3日付)「**[III-2]** 認定工場間の規格化に關する法律第14条第2項の制定について」(昭和45年1月15日付)「**[III-3]** 標準規程第15号」(昭和45年1月15日付)「**[III-4]** 認定工場間の規格化に關する法律第5条に規定する認定工場の規格化に關する規程第15号」(昭和45年3月15日付)「**[III-5]** 標準規程第35号」(昭和45年3月15日付)「**[III-6]** 標準規程第35号」(昭和45年3月15日付)「**[III-7]** 標準規程第35号」(昭和45年3月15日付)「**[III-8]** 標準規程第35号」(昭和45年3月15日付)「**[III-9]** 標準規程第35号」(昭和45年3月15日付)「**[III-10]** 標準規程第35号」(昭和45年3月15日付)

登録機関	登録手数料審査	登録手数料規程審査	新規登録	変更登録
登録認定機関	登録手数料審査	登録手数料規程審査	25件	80件
登録認定機関	登録手数料審査	登録手数料規程審査	27件	19件
登録認定機関	登録手数料審査	登録手数料規程審査	7件	0件
計	登録手数料審査	登録手数料規程審査	7件	2件

旧JAS法による承認・認定工場等の取消等に係る事務は、平成13年9月18日までの間に以下のとおり実施した。

- 变更登録 72件
- 取消登録 144件
- 認定証の再交付 1件

◇登録等の申請の審査が適正であることを検証するため、内部監査を実施した。
□：内部監査を実施した
○：内部監査を実施しなかった

【事業報告書の記述】(p.38, 指標106に記載)
審査・監査を行いう機関として対外的な信頼性を確保するため、ISOガイド61及び65の考え方を導入した内部監査に関する規程類(内部監査規程、細則)を整備し、審査・監査が適性に行われているかの内部監査を実施した。

◇登録等の申請の審査に係るセンターに持込まれた苦情等を解決するため、センターに持込まれた苦情等を解決するため苦情処理委員会を設置・運営した。
□：苦情処理委員会を設置・運営した
○：苦情処理委員会を設置しなかった

【事業報告書の記述】(p.38, 指標106に記載)
センターに持込まれる審査・監査における苦情等に適切に対応するため、苦情処理委員会を設置した。なお、13年度は苦情等の申立てはなかった。

★ 日本農林規格による農林物資の品質管理及び品目表示における技術上の調査を、各事業年度1回以上行うものとする。
○ 登録後ににおける技術上の調査の回数：機関毎に各事業年度1回以上

【事業報告書の記述】
登録機関に対する監査を以下のとおり全機関に対して1回実施した。
- 食料品 17機関 (204事業所)
- 林産物 2機関 (304事業所)

☆ 廣林水産大臣が所管する調査は、全登録格付機関（事業所を含む。）を対象として、格付業務が適正に行われる場合に、必ずしもに確認するための指導を行う。	b : 計画値の達成度合は 70 %以上 100%未満であった。 c : 計画値の達成度合は 70 %未満であった。	◇ 調査の結果に基づき、必要に応じて是正のための指導を行った。 ヨ：必要に応じて指導を行つた。 シ：必要であるにも関わらず指導を行わなかつた	【事業報告書の記述】 監査の結果、軽微な問題点等については、現地で指摘を行ふとともに、5機関について、不適正が認められ是正するよう文書で勧告した。なお、是正勧告した内容については、必要に応じ確認のための調査を実施したほか、14年度の重点調査事項とする。	a b
			【事業報告書の記述】(P38, 指標106に記載) 監査・監査を行う機関として対外的な信頼性を確保するため、ISOガイド61及び65の考え方を導入した内部監査に関する規程類（内部監査規程、細則）を整備し、監査が適性に行われているかの内部監査を実施した。	b
☆ 登録格付機関に対する技術調査は、全登録格付機関（事業所を含む。）を対象として、格付業務が適正に行われる場合に、必ずしもに確認するための指導を行つた。調査の結果に基づく指摘は、必ずしもに確認するための指導を行つた。	b : 計画値の達成度合は 70 %以上 100%未満であった。 c : 計画値の達成度合は 70 %未満であった。	◇ 登録格付機関に対する技術調査が適正であることを検証するため、内部監査を1回以上実施した。 ヨ：内部監査を実施しなかつた	【事業報告書の記述】(P38, 指標106に記載) センターに持ち込まれる審査・監査における苦情等に適切に対応するため、苦情処理委員会を設立して設置した。なお、13年度は苦情等の申立てはなかった。	a b
			【事業報告書の記述】 登録格付機関に対する技術調査についてセンターに持ち込まれる苦情等を解消するため苦情処理委員会を設置・運営した。 ヨ：苦情処理委員会を設置・運営した。 シ：苦情処理委員会を設置しなかつた	c
☆ 登録認定機関に対する技術調査は、全登録認定機関（事業所を含む。）を対象として、格付業務が適正に行われる場合に、必ずしもに確認するための指導を行つた。	b : 計画値の達成度合は 100 %以上であった。 c : 計画値の達成度合は 70 %以上 100%未満であった。	◇ 登録認定機関に対する技術調査は、適正に行うものとすると。本年度の計画件数は、別紙アのとおりとする。 〔IV-2〕	【事業報告書の記述】 登録認定機関に対する監査を以下のように全機関に對して回実施した。 ・飲食料品 8機関 (8事業所) ・林産物 2機関 (8事業所) ・有機農産物等 38機関 (41事業所) 【その他特記事項】 達成度合 100%	a b
			【事業報告書の記述】 監査の結果、軽微な問題点等については、現地で指摘を行うとともに、5機関について、不	c

IV-2-(1)	a : 必要に応じて指導を行つた c : 必要であるにも関わらず指導を行わなかつた事例があつた	<p>△登録認定機関に対する技術上の調査が適正であるため、内部監査を1回以上実施した。</p> <p>a : 内部監査を実施しなかつた</p>	<p>【事業報告書の記述】(P-38, 指標106に記載) 審査・監査を行う機関として対外的な信頼性を確保するため、ISOガイド61及び65の考え方方を導入した内部監査に関する規程類（内部監査が適性に行われる規程、細則）を整備し、審査・監査を実施した。</p>	a
				b
IV-3	☆ 登録認定機関に対する指導的・監査執行マニュアルを作成するものとする。 [IV-3]	<p>△登録認定機関に対する指導的・監査執行マニュアルを作成するものとする。</p>	<p>【事業報告書の記述】 登録認定機関に対する監査及び監査を適切に行うため、登録格付機関等審査・監査に開ずる各種規程を以下とおり整備した。 ・登録格付機関等監査規程 ・登録格付機関等監査細則 ・審査業務に係る苦情処理要領、細則 ・審査業務等に係る不適合業務細則 ・調査チエック表</p>	c
				d
工	登録認定機関の認定業務と国際標準との整合性並びに技術上の正確性を確保するため、ISO等の著行体制を確立し、登録認定機関に対する指導的・監査執行マニュアルを作成する。	<p>△登録認定機関の認定業務と国際標準との整合性並びに技術的正確性を確保するため、ISO等の著行体制を確立し、登録認定機関に対する指導的・監査執行マニュアルを作成する。</p>	<p>【事業報告書の記述】 審査・監査が適切に行われていることを検証するため、内部監査を1回以上実施した。</p> <p>a : 内部監査を実施しなかつた</p>	e
				f

はなかつた。

【事業報告書の記述】(P37、指標105を再掲)
登録認定機関等に対する審査・監査を適切に行うため、登録規格を以下とおり整備・監査規程

各種規程を、登録規格付機関等審査要領

・登録規格付機関等審査細則
・整録規格付機関等に係る書類不適合業務細則
・審査業務等に係る書類不適合業務細則
・調査チェック表

◇職員の調査技術力の向上を図るために、登録認定機関執行マニュアルを作成するを行った。
a：作成し、又は必要な改正を行った
b：作成せず、又は必要な改正を行わなかつた

【事業報告書の記述】
登録認定機関等に対する技術上の調査及び指導に關する職員の技術水準の向上を圖るためにISO9000の審査員の有資格者を2名養成した。

(有資格者現在員 8名)

◇国際標準に基づく有資格者としてISO9000の審査員の有資格者を2名程度養成した。
a：2名以上養成した
b：1名以下しか養成しなかつた

◇技術上の調査を行う職員の資格規程を作成するとともに、定期的な見直しを行い、必要に応じて改正を行つた。
a：作成し、又は必要な改正を行ひ、若しくは検討の結果、改正の必要性がなかつた
b：作成せず、又は必要な改正を行わなかつた

【事業報告書の記述】
延べ60名の職員に対し、職員技術研修中期計画に基づく審査員内部養成研修を3回実施した。

◇職員技術研修計画に基づきISO等に関する研修を開催し、担当職員に定期的な教育を行つた。
a：研修を行つた
b：研修を開催せず、又は必

オ 技術上の調査によるデータの均質化及以下の措置上を図るたまつた。

(7) 職員技術研修計画に基づき、(財)日本適合性認定協会の認定するISO9000審査員研修を受講させ、(財)日本審査員会品質システムセンター登録セラードの有資格者を各事業年度に2名程度養成する。

○ 国際標準に基づく審査のための有資格者の養成
：中期目標の期間中に8名以上

★ 研修別紙9により実施するものとする。[IX]

(1) 技術上の調査を行う職員の資格規程を設けるため、員の養成する計画に基づき、(財)日本技術研修等に関する研修を実施する。
a：職員技術研修計画に基づき、(財)日本技術研修等に開催し、担当職員に3年に1回以上の受講

を義務付ける。

- (3) 登録認定機関等の登録及び登録の更新に際しての技術上の調査に係る手続
- ては、当該申請中に登録手続きを完了するところによく、
- (3) 登録申請等に係る手続
- きの迅速化
- 登録認定機関等の登録及び登録の更新並びに認定業務の実施に係る手続
- 及定手数料及び認定業務の実施に係る手續
- 規認受付付後30日以内に報告するため、申請水産大臣に責任者を指名し
- て責任者に監査計画を行わせ
- 成及び進行監督する監査実施要領を作成する。

- 申請受付後農林水産大臣へ報告するまでの目標期間：30日以内

必要な教育を行わなかつた

- ☆作成し、手續を迅速化するものとする。
〔三-3〕

- (3) 登録認定機関等の登録及び登録の更新に際しての技術上の調査に係る手続
- ては、当該申請中に登録手続きを完了するところによく、

- 〔3〕登録申請等に係る手続
- きの迅速化
- 登録認定機関等の登録及び登録の更新並びに認定業務の実施に係る手續
- 及定手数料及び認定業務の実施に係る手續
- 規認受付付後30日以内に報告するため、申請水産大臣に責任者を指名し
- て責任者に監査計画を行わせ
- 成及び進行監督する監査実施要領を作成する。

- (4) JASマークの付され
- た農林水産大臣による認定機関に対する指導
- 及登録認定機関等の登録業務が適切に行われる等に
- ているか否かを確認するため、認定調査を各事業者に350件以上行う。

- (4) 登録認定機関によりり生
- 定された製造業者が認定機関の登録認定機関等に登録する旨及び登録の登録認定機関等の登録業務が適切に行われるか否かを確認するため、認定調査を各事業者に350件以上行う。

- ◇監査実施要領を作成するとともに、定期的な見直しを行つ
い、必要に応じて改正を行つた。作成し、又は必要な改正を行ひ、若しくは見直しの結果、改正の必ず、又は必要な改正を行ななかつた

- ◇申請書類等の受領後30日以内に給食料局長あてへ調査結果を回答した。
a：30日以内に回答した件数が90%以上であつた
b：30日以内に回答した件数が50%以上であつた
c：30日以内に回答した件数が50%未満であった。
- (注：日数は実効日数)

- ◇認定製造業者等に対する調査を350件以上実施した。
a：計画値の達成度合は100%以上であつた
b：計画値の達成度合は70%以上100%未満であった
c：計画値の達成度合は70%未満であった。

- ☆登録格付機関の調査に登録するたまつては、認定工場に他の場合の緊密な連携を取ることで、認定工場に対する監査実施する。認定工場においては、認定工場の一部である工場は、関係を保ちつつ、包装工場に承認工場に対する監査を実施する。

- 〔3〕登録申請等に係る手續
- きの迅速化
- 登録認定機関等の登録及び登録の更新並びに認定業務の実施に係る手續
- 及定手数料及び認定業務の実施に係る手續
- 規認受付付後30日以内に報告するため、申請水産大臣に責任者を指名し
- て責任者に監査計画を行わせ
- 成及び進行監督する監査実施要領を作成する。

- (4) JASマークの付され
- た農林水産大臣による認定機関に対する指導
- 及登録認定機関等の登録業務が適切に行われる等に
- ているか否かを確認するため、認定調査を各事業者に350件以上行う。

- (4) 登録認定機関によりり生
- 定された製造業者が認定機関の登録認定機関等に登録する旨及び登録の登録認定機関等の登録業務が適切に行われるか否かを確認するため、認定調査を各事業者に350件以上行う。

- 〔3〕登録申請等に係る手續
- きの迅速化
- 登録認定機関等の登録及び登録の更新並びに認定業務の実施に係る手續
- 及定手数料及び認定業務の実施に係る手續
- 規認受付付後30日以内に報告するため、申請水産大臣に責任者を指名し
- て責任者に監査計画を行わせ
- 成及び進行監督する監査実施要領を作成する。

- ◇事業報告書の記述
- 30日以内に農林水産大臣に報告出来るよう「登録認定機関・登録外圍認定機関の登録審査に係る農林水産消費技術センターが行う技術上の調査の事務処理マニュアル」を作成し、手続きの迅速化を図った。

- 【その他特記事項】
- 報告件数99件のうち30日以内に報告した件数は48件であった。
- a：迅速化のための事務処理マニュアル作成後に調査報告した35件はすべて30日以内に報告した。達成度合48%
- 【事業報告書の記述】
- 旧JAS法による工場調査及び登録格付機関による登録認定機関の監査に係る工場等の調査（立会調査）を、以下のとおり計433件実施した。
- b：旧JAS法による工場調査を384件実施した。
- c：調査の結果、不適正な事項があつた12件について登録格付機関に対する是正勧告を行つた。
- d：旧JAS法による工場調査を実施したほか、14年度の重点調査事項とする。

図るものとする。

[IV-1-(2)]

- ☆ 登録認定機関が行つて実施する対象の実施結果を実査する。又は監査のするどもに、地正でないと認められれた場合には的確な是正措置を行わせるものとする。

[IV-2-(2)]

○ 檢査件数：各事業年度
700件以上

イ 登録認定機関の認定機関の格付業務が行われたためか否かを確認するための検査にかかるJAS製品の検査の実施する。JAS製品の検査等を対象として、業規模及び地域バランス等を考慮して対象製品を事業規模及ぼし対象にとどめ、各事業年数に700件以上実施する。

☆ 登録認定機関の調査に資するため、登録認定機関の格付業務の運営状況を確認するための買上検査及び店頭検査を行うものとする。[IV-1-(3)]

☆ 登録認定機関が行う認定業務の実施状況を確認するため、市販のJAS製品の買上検査（店頭検査）を行うものとする。[IV-2-(3)]

登録格付機関又は登録認定機関の監査に係る工場等の調査（立会調査）をそれぞれ9件及び0件実施した。調査の結果、不適正事項のあつた1件について登録格付機関に対する文書による是正勧告を行つた。なお、是正勧告した内容については、14年度の重点調査事項とする。

【その他特記事項】
達成度合124%

【事業報告書の記述】
登録認定機関の認定業務や登録格付機関の格付業務が適切に行われているか否かを確認するためのJAS製品の検査を以下のとおり計717件実施した。
登録格付機関の監査に係る買上げ検査（店頭検査を含む。）を480件実施した。調査の結果、不適正事項のあつた29件について登録格付機関に対する文書による是正勧告を行つた。なお、是正勧告した内容については、必要に応じ確認のための調査を実施したほか、14年度の重点調査事項とする。

登録認定機関の監査に係る買上げ検査を237件実施した。調査の結果、不適正事項のあつた24件について登録認定機関に対する文書による是正勧告を行つた。なお、是正勧告した内容については、必要に応じ確認のための調査を実施したほか、14年度の重点調査事項とする。

【その他特記事項】
登録格付機関等の事業所の所在地、製造業者等の生産規模及び格付状況等を勘案し検査対象品を選定した。

達成度合102%

◇ JAS製品の検査を700件以上実施した。
a : 計画値の達成度合は100%以上であった。
b : 計画値の達成度合は70%以上100%未満であった。
c : 計画値の達成度合は70%未満であった。

<p>【事業報告書の記述】 外部の有識者を含めた総合指導委員会を開催し、認定製造業者等に対する方針を策定するなど、指導方針について検討を行つた。 なお、指導方針の内容を検討するため、HACCPの専門家に技術顧問を開催した。</p>	<p>【その他特記事項】 指導方針を当セントラルの情報共有システムに掲載し、職員に周知した。</p>	<p>【事業報告書の記述】 製造業者等から品質管理技術等に関する相談（企業相談）は、個別商品の製造技術等を中心とした表示の方法及びその管理体制を中心とした表示の方法に応じた表示に対応した。</p>	<p>【事業報告書の記述】 製造業者等から品質管理の製造技術等を活用し技術相談に応じた。上記実績のうち、「ほとんどは表示に関する相談であり、製造、品質管理、検査・分析に関する技術相談は48件であった。</p>	<p>【事業報告書の記述】 電子メールを活用したメールマガジンに、技術情報、行政情報を掲載し、情報提供を行つた。</p>
<p>☆ 総合指導委員会を開催し、指導方針を策定する。 △外部の有識者等に対する指導方針を策定し、職員に周知した。 △：検討を行い、指導方針を策定し、職員に周知した。 △：検討を行わなかつた (平成13年度限りの評価指標)</p>	<p>☆ 企業からの技術相談に、調査、基準書、基準等に関する情報、研究結果等に関する情報、消費者相談に分析調査結果等を活用して積極的に相手に相談する場合等又は各地域の消費者等をするものとし、その相談する内容等が現地の要請等では各地区的で異なる場合は、現地に在る者等又は各地区の指導者等によるものとする。 △：指導方針を策定し、職員に周知する。</p>	<p>☆ 認定製造業者等に対する品質管理の指導方針を策定する。 △：指導方針を策定し、職員に周知する。</p>	<p>☆ 認定製造業者等に対する品質管理の指導方針を策定する。 △：指導方針を策定し、職員に周知する。</p>	<p>☆ センターは、地域特産品認証事業に係る認証基準の作成等を行うものとする。</p>
<p>(5) 高度な品質管理技術の指導 ア 認定製造業者等に対し、ISOやHACCP等に基づく高度な品質管理の指導者を行つたため、検討を行つて、検討を含め13年度中に職員に指導者を行つた。 △：指導者を行つた。</p>	<p>☆ 基本的な品質管理の指導者を行つた。 △：指導者を行つた。</p>	<p>☆ 企業の品質管理担当者等を対象として、都道府県等による認証基準の作成等に係る認証基準の作成等を行つた。</p>	<p>☆ 企業の品質管理担当者等を対象として、都道府県等による認証基準の作成等に係る認証基準の作成等を行つた。</p>	<p>☆ センターは、地域特産品認証事業に係る認証基準の作成等を行つた。</p>
<p>(5) 登録認定機関により認定された製造業者等の指導所に対するよう、国際標準等に基づく指導方針を策定する。 △：指導方針を作成する。</p>	<p>☆ 基本的な品質管理の指導者を行つた。</p>	<p>☆ 企業の品質管理担当者等を対象として、都道府県等による認証基準の作成等に係る認証基準の作成等を行つた。</p>	<p>☆ 企業の品質管理担当者等を対象として、都道府県等による認証基準の作成等に係る認証基準の作成等を行つた。</p>	<p>☆ センターは、地域特産品認証事業に係る認証基準の作成等を行つた。</p>

とする。[V-8]

○ 高度品質管理マニュアルの作成数：中期目標の期間中に10品目以上

イ 製造業者等に対するアマニュアルを、中期目標の期間中に10品目以上について作成する。

ウ 食品等の品質の向上や安全性を確保するため、アイのマニユアルを用いて、ISOやHACCP等の高度な品質管理、品質の表示等に関する講習会を開催する。

☆ 本年度は風味調味料及び調理冷凍食品について作成するものとする。 [V-2]	☆ 技術講習会の開催に当たっては各地域センターごとに実施地域センターごとに品目又は技術的課題を選定し、年次計画に基づき技術講習会を開催した。 a : 2品目以上作成した。 c : 1品目しか作成しなかった t : 又は作成しなかった	◇指導マニュアルを2品目以上作成した。 a : 2品目以上作成した。 c : 1品目しか作成しなかった t : 又は作成しなかった	【事業報告書の記述】 風味調味料及び調理冷凍食品の2品目について指導マニュアル（品質管理技術基準書）を作成した。 a
		◇本部及び地域センターごとに品目又は技術的課題を選定し、年次計画に基づき技術講習会を開催した。 a : 計画値の達成度合は90%以上である。 b : 計画値の達成度合は50%以上90%未満であった。 c : 計画値の達成度合は50%未満であった	【事業報告書の記述】 食品及び木質建材の品質の向上や安全性を確保するため、食品等製造業者、製材業者等を对象とした技術講習会を10回開催し、延べ364名の参加があった。 a
☆ 製造業者等から依頼するため、センターやセントラルが自ら行う格付による検査については、適切に行う。	(6) 依頼検査及び農林物資の格付 製造業者等から依頼されれた農林物資の検査及びセンターやセントラルが自ら行う格付による検査については、依頼者の機密結果の隠匿の防止を図るために行う。	◇本部及び地域センターごとに品目又は技術的課題を選定し、年次計画に基づき技術講習会を開催した。 a : 計画値の達成度合は90%以上。 b : 計画値の達成度合は50%以上90%未満であった。 c : 計画値の達成度合は50%未満であった	【事業報告書の記述】 その他特記事項 達成度合125%
		◇依頼された農林物資の検査について、依頼者の機密保持規定に基づき検査結果の隠正な管理を行つた。a : 隠正な管理を行つた。 b : 隠正な管理を行わなかつた。	【事業報告書の記述】 事業者等に係る依頼検査を282件実施した。 a
☆ 製造業者等からの検査依頼に対するものとする。 [II-3]	(6) 依頼検査及び農林物資の格付 製造業者等から依頼されれた農林物資の検査及びセンターやセントラルが自ら行う格付による検査については、依頼者の機密結果の隠匿の防止を図るために行う。	◇依頼された農林物資の検査が適切であることを検証するため、内部監査を1回以上実施した。 a : 内部監査を実施した。 c : 内部監査を実施しなかつた	【事業報告書の記述】 適正な検査のため、内部監査を実施した。 a
		◇依頼された農林物資の検査についてセンターに持ち込まれる審査・監査における苦情等に適切に対応するため、苦情処理委員会を設立して運営した。なお、13年度は苦情等の申立てはなかった。	【事業報告書の記述】 センターニーに持ち込まれる審査・監査における苦情等を解決するため、苦情処理委員会を設置した。なお、13年度は苦情等の申立てはなかった。 a

☆ 林産物に関する日本農林規格による格付けを、適正に行うものとする。 〔II-4-(1)-ア〕	◇センターが自ら行う格付に係る検査について、依頼者の機密保持を図った結果の検査結果の確認を行つた。	指定期外国検査機関の検査データを活用して行う林産物の格付け検査を144件実施した。	【事業報告書の記述】 指定期外国検査機関の検査データを活用して行う林産物の格付け検査を144件実施した。	a
☆ 旧JAS法による外國林産物に係る業務について、工場調査及び市販品調査等を適正かつ効率的に行うものとする。 〔II-4-(1)-イ〕	☆ 横浜センター及び神戸センターは、センターや生産の日本農林規格(平成10年農林水産省告示第302号)によるものとする。〔II-4-(2)-ア〕	旧JAS法による外國林産物に係る業務について、工場調査及び市販品調査等を適正かつ効率的に行ななかつた。	【事業報告書の記述】 旧JAS法による外國林産物に係る業務について、工場調査及び市販品調査等を適正かつ効率的に行ななかつた。	a
☆ 横浜センター及び神戸センターは、センターや生産の日本農林規格(平成10年農林水産省告示第302号)によるものとする。〔II-4-(2)-イ〕	☆ 横浜センター及び神戸センターは、旧JAS法による承認工場及び承認工場で製造されたJAS製品についての調査を適正かつ効率的に行うものとする。〔II-4-(2)-イ〕	◇センターが自ら行う格付に係る検査が適切であることを検証するため、内部監査を1回以上実施した。	【事業報告書の記述】 センターや生産の日本農林規格(平成10年農林水産省告示第302号)によるものとする。〔II-4-(2)-イ〕	a

3 農林物資の検査技術に関する調査及び研究並びに講習

○農林物資の検査技術に関する調査及び研究並びに講習

A

(1) 農林物資の検査技術に関する調査及び研究

については、次の分野について重点的に行う。
アイ 生鮮食品の判別技術
加工食品の原料の判別技術
ウ 遺伝子組換え食品の分析技術
エ 微生物質及び機能性成分の効率的な分析技術

(1) 調査及び研究の重點化

★ 本年度は、別紙8の課題を実施するものとする。
なお、年度内において緊急な調査研究があたって課題には、必要に応じて課題を調整するものとする。
[VI-1]

◇全調査研究課題数のうち中期計画ア～エの分野に係る課題数の割合が70%以上であった。
a：目標値の達成度合は100%以上であった。
b：目標値の達成度合は70%以上100%未満であった。
c：目標値の達成度合は70%未満であった。

○ 全調査研究課題数のうちア～エの分野に係る課題の割合：70%以上

(2) (1)の調査及び研究の実施に当たつては、年次計画・年度計画の作成等により適切な進行管理を行い、中期目標の期間中に次のような取組を行う。(ウ及びエにおいて「確立」とは、技術を分析に利用することが可能となる水準まで向上させることをいう。)

ア 生鮮食品の判別技術について
市販されている農産物及び魚類のうち外銀から容易に判別のつかない次の

小項目の総数	: 20
評価s の小項目数	: 2×3 点 = 6 点
評価a の小項目数	: 18×2 点 = 36 点
評価b の小項目数	: 0×1 点 = 0 点
評価c の小項目数	: 0×0 点 = 0 点
合計	: 42 点
	(42 / 40 = 105%)

【事業報告書の記述】

調査研究18課題を実施し、そのうち「生鮮食品」の判別技術、「加工食品の分析技術」並びに「遺伝子組換え食品の分析技術」の重複及び機能性成分の効率的な分析技術の重複点課題の割合は13課題で、割合は72%であった。

【その他特記事項】

達成度合103%

いて冷凍の有無の判別を行なうための基準となる事項を選定する。

品目等について、成分の違い等判別のための基準とする。

- ① 同一品目の農産物で輸入品と国産品が国内市場に流通しており、輸入品が一定のシェアを有するもの

- ・無機元素による青果物の産地調査
- ・生鮮食品の産地判別技術の開発
- ・表面プロズモン共鳴現象を利用した味覚物質判定手法による食品判別技術の開発

◇輸入品と国産品が国内市場に流通している生鮮野菜のうち、輸入量の多い上位10品目にから2品目以上選定し、産地判別の指標を検討した結果、1品目程度の産地判別の指標が得られ、野菜の産地判別のおおよその結果が次年度の調査研究に活用できた。

- s : 特に優れた成果が得られた
a : 達成した
b : 極めて達成した
c : 達成しなかった

【事業報告書の記述】
輸入品と国産品が国内市場に流通している生鮮野菜のうち、産地判別のはじめの指標を検討した。タマネギにタマネギによる産地判別を検討した結果、国産と比較して、中華人民共和国はストロングの含有率が高く、ニュージーランド産は垂鉛の含有率が高い傾向がみられた。シイタケについては、匂いセンサーを用いて、匂い成分による产地判別を検討した結果、国産と中国産の判別が認め可能との成果が得られた。

・解凍魚と鮮魚の判別方法の検討

- ② 同一魚種で解凍魚と鮮魚が国内市場に流通しているもの

◇冷凍と非冷凍が国内市場に流通している魚介類のうち、流通量の多い上位10品目から2品目以上選定し、冷凍・非冷凍の判別指標を検討した結果、1品目程度につして魚介類の冷凍・非冷凍の判別指標が得られ、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。

- s : 特に優れた成果が得られた
a : 達成した
b : 極めて達成した
c : 達成しなかった

【事業報告書の記述】
冷凍と鮮魚が国内流通している魚介類のうち、マグロ、マダイ及びヒラメの3品目にについて、リソチーム内酵素活性、筋肉組織の観察、鮮度指標(K值)により、また、サンマ及びヒラメにはコハク酸脱水素酵素活性により、冷凍・非冷凍の判別指標を検討した。検討の結果、ヒラメについて、K値及び赤血球数において相関関係があられ、判別指標が得られたことから、凍結魚と生鮮魚との判別基準を作成した。

【事業報告書の記述】
天然魚と養殖魚が流通している魚のうち、タチバナ及びヒラメについて、耳石の日周輪、耳石の重量、耳石のサイズ等を測定することにより判別のための指標を検討した。

【事業報告書の記述】
天然魚と養殖魚が流通している魚のうち、タチバナ及びヒラメについて、耳石の日周輪、耳石の重量、耳石のサイズ等を測定することにより判別のための指標を検討した結果、1品目から2品目以上の指標を検討した結果、1品目程度について天然魚・養殖魚の判別指標が得られ、又はその統り込みができる、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。

イ 加工食品の原料の判別
技術については、国産品と輸入品との判断の統一化を行なうための基準となる事項を選定する。

イ 技術 国内市場で流通している加工食品では、使用原料の分析技術・国産品との判別のための新しい次の品目等判別のための基準となる事項を選定する。

① 個別の品質表示基準にに基づいて新たに原料原产地表示が義務付けられた品目

・魚類加工食品の原料原产地判別方法の検討

- s : 特に優れた成果を得られた。
a : 達成した。
b : 極めて達成した。
c : 達成されなかった。

形態の観察等11項目について判別方法を検討した結果、尾端の先端の形状、脂肪酸組成、肝臓重量比、骨重比により、ほぼ判別が可能であった。

a
【事業報告書の記述】
個別の品質表示基準のあるうなぎ加工品、あじ加工品及びさば加工品について、原料原产地判別技術の検討を行つた。個別の品質表示基準及びさば加工品について、DNAによる判別法を、あじ加工品及びさば加工品について、DNAによる品質判別の検討を行つた。うなぎ加工品及びさば加工品について、DNAによる品質判別の検討を行つた結果、薄焼きのように加熱された製品であつても、ジャボニカ種とアンギラ種（西洋種）の判別が可能であり、流通実態と照合することにより原料原产地の判別が概ね可能であることが判明した。

◇国内市場に流通している加工食品のうち、個別の品質表示基準のある品目以上選定し、原料、原産地2品目程度を検討した結果、1品目程度について加工食品の品質の判別指標を決定し、おおよその結果が得られ、若しくはおおよその取り込みがででき、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。

- s : 特に優れた成果を得られた。
a : 達成した。
b : 極めて達成した。
c : 達成されなかった。

② 個別の品質表示基準に基づいて新たに原料原产地表示が義務付けられる品目

国内市場に流通している加工食品のうち、新たに個別の品質表示基準が制定され、原料原产地判別指標を検討した結果、加工食品の品質表示基準から選定し、結果、加工食品の品質表示基準が得られ、若しくはおおよその結果が次年度の調査研究に活用できることが判明した。

s : 特に優れた成果が得られた。
a : 達成した
b : 横ね達成した
c : 達成しなかった
(平成14年度以降の評価指標)

ウ 遺伝子組換え食品の分析技術について
① 遺伝子組換えに係る表示が義務付けられた食品について、前処理技術及びPCR法等による定性分析技術を確立する。

・表示対象加工食品からのDNA抽出方法の検討

【事業報告書の記述】
遺伝子組換えに係る表示が義務付けられた加工食品のうち、豆腐、納豆、豆乳等の大豆加工品からPCRにより抽出したDNAを活用した各種のDNA分離用カラムを活用した結果、従来の方法では検知できなかった遺伝子の検知が可能となつた。

◇ 遺伝子組換えに係る表示が義務付けられた加工食品について、前処理技術を確立し、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。
s : 特に優れた成果が得られた。
a : 達成した
b : 横ね達成した
c : 達成しなかった

◇ 遺伝子組換えに係る表示が義務付けられた加工食品について、定性分析技術の検討を行った結果、技術を確立し、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。
s : 特に優れた成果が得られた。
a : 達成した
b : 横ね達成した
c : 達成できなかつた

◇ 遺伝子組換えに係る表示が義務付けられた加工食品について、定性分析技術の検討を行った結果、技術を確立し、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。
s : 特に優れた成果が得られた。
a : 達成した
b : 横ね達成した
c : 達成できなかつた
(平成14年度以降の評価指標)

② 遺伝子組換え大豆及び大豆の種類について、PCR法等による定量分析技術を確立する。

【事業報告書の記述】
遺伝子組換え大豆について、PCR法等による定量分析技術を確立し、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。

【その他特記事項】
併任先の食品総合研究所における調査研究により、遺伝子組換え食品の定性及び定量分析技術を開発するため、PCRの舞型となるDNAの抽出手法の検討及び検知感度の高いプライマの抽出手法の検討。

<p>一の設計を行った。 研究の結果、遺伝子組換えダイズ1系統についてPCR定量分析技術を開発した。当該研究結果は日本食品衛生学会奨励賞を受賞した。</p>	<p>【事業報告書の記述】 なし。</p> <p>【その他特記事項】 併任先の食品総合研究所における調査研究により、遺伝子組換え食品の定性及び定量分析技術を開発するため、PCRの鑄型となるDNAの抽出手法の検討及び検知感度の高いプライマリーの設計を行った。 研究の結果、遺伝子組換えトウモロコシ5系統についてPCR定量分析技術を開発した。 当該研究結果は日本食品衛生学会奨励賞を受賞した。</p>	<p>【事業報告書の記述】 遺伝子組換えが義務付けられた大豆加工食品のうち、豆腐、油揚げ、味噌等の豆類等の4品目について、遺伝子組換え体の定量の可能性を検討した。</p> <p>豆類等はDNAの分解が進んでいたが、豆類等はPCR法に関する前処理方法の改良を検討した結果、4品目について定量PCR法の適用が可能なDNA抽出方法が確立できた。</p>	<p>【事業報告書の記述】 内在性遺伝子の検知ができないため、遺伝子組換えに係る表示が義務付けられていればよい加工食品のうち、マッシュポテト、マッシュ芋等を原料にした食品、冷凍ばれいしょ、ばれいしょスナック菓子等について前処理方法を検討した結果、新たに開発されたカラム方法を使用することにより大部分のばれいしょ加工</p>
<p>b : 概ね達成した □ : 達成 14年度以降の評価指標</p>	<p>◇遺伝子組換えとうもろこしについて、PCR法等による定量分析技術を確立し、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。 s : 特に優れた成果が得られた a : 達成した b : 概ね達成した c : 達成されなかつた (平成14年度以降の評価指標)</p>	<p>◇遺伝子組換えされた加工食品のうち、2品目以上選定し、PCR法等による定量分析法の適用について検討を行った結果、1品目程度につきて定量化技術が確立でき、若しくはPCR法が適用できる結果は定量PCR法が適用できる結果は定量PCR法が適用できた。 s : 特に優れた成果が得られた a : 達成した b : 概ね達成した c : 達成されなかつた</p>	<p>◇遺伝子組換えに係る表示が義務付けられた加工食品のうち、マッシュポテト、マッシュ芋等を原料にした食品、冷凍ばれいしょ、ばれいしょスナック菓子等について前処理方法を検討した結果、新たに開発されたカラム方法が確立でき、若しくは前処理法が確立できなかった。</p>
<p>・ 加工食品への定量PCR法の適用</p>	<p>・ ジヤガイモ加工品等からのDNA抽出方法の検討</p>	<p>・ ジヤガイモ加工品等からDNA抽出方法の検討</p>	<p>・ ジヤガイモ加工品等からDNA抽出方法の検討</p>

品からDNA抽出が可能となった。

a : 達成した
b : 概ね達成した
c : 達成されなかつた

- PDA検出器付きHPLC
- Cを用いた残留農薬の多成分同時分析法の検討

① 農薬、合成抗腫瘍剤等の一齊分析法の確立のため、抽出方法、精製方法、カラム条件等についての調査研究を行う。

微量物質の分析技術については、食品衛生法に基づく残留基準や農薬基準は、かつて、使われて、現在、確立されていないもので、現在、一齊分析法が確立され、現在、10種類程度（トリフルミゾール、エチルテオミトン、イソキサチオン等）について一齊分析法を確立する。

工 分析物質及び機能性成分の効率的な分析技術

- LC-MSを利用し、機能性成分等の効率的な分析方法を確立し、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。

s : 特に優れた成果が得られた
a : 達成した
b : 概ね達成した
c : 達成されなかつた
(平成14年度以降の評価指標)

- ② LC-MSを利用し、ポリフェノール類等の機能性成分についての効率的な分析方法を確立する。

【事業報告書の記述】
一齊分析法が確立されていない農業22種類を対象として、りんご、オレンジ、にんじん、トマト、ほうれんそう等の8種類13品目にについて、農薬を分析する際の前処理方法を検討した結果、2種類の分離用ガムの組合せによると改良により、液体クロマトグラフ（PDA検出器付き）による同時定量が可能であることを確認した。

【その他特記事項】
マイコトキシンの分析方法の改良を検討した。

【事業報告書の記述】
重点4分野のほか、以下の検討を行った。
・ 廉業バレイショ酵素等を利用したフェノール性内分泌かく乱物質の無毒化・低減化技術開発を目的として各種バレイショの酵素活性を調査するとともに、粗酵素の濃縮方法を検討する

粗酵素カラムを通過させた場合のフェノール性内分泌からく利物質無毒化・低減化のメカニズムを検討した。(食品総合研究所との共同研究)
・生糸の物性値の一つであるヤング率を非破壊で測定するためのプログラムを作成し、分析条件を定め、分析者の技能を評価する比較検討を行った。(食品総合研究所との共同研究)

- ・生糸の物性値の一つであるヤング率を非破壊で測定するためのプログラムを作成し、分析条件を定めることになった。
- ・バレイシヨ塊中のアルカリ度を測定するためのグリコアルカリ度計を作成し、IPCLに光照射による影響を調査した。
- ・光照射による影響の分析条件を検討後、品種別、熟度別、貯蔵期間別に測定を行った。
- ・軟X線による非加熱殺菌技術の開発を目的に作製した試作機に、X線発生装置、防護装置等を改良した。

(3) 調査及び研究の成果に

ついては、積極的に公表するとともに、調査分析、検査及び技術指導等の業務に迅速かつ積極的に活用する。

(2) 調査研究成果の公表

ア 調査研究の成績については、調査報告書を作成するなども、「結果の概要」に該当ものとする。[VI-2]

☆ 調査研究結果については、報告書を作成し、公表しなかった。

△ 調査研究結果の報告書の概要をホームページに掲載した。

○ 調査研究結果については、報告書を作成し、公表しなかった。

☆ 調査研究結果については、報告書を作成し、公表しなかった。

△ 調査研究結果については、報告書を作成し、公表しなかった。

- 48 -

【事業報告書の記述】

a 平成12年度調査研究結果について「調査研究報告書25号」を作成し、公表するとともに、ホームページに当該結果の概要を掲載し、広く一般に広報した。

b

【事業報告書の記述】

a 平成13年1月1日に公開の調査研究発表会を開催した。発表課題は、「フオトダイオードアレイ検出器を用いた穀類中に含まれる残留農薬の痕跡分析法」、「遺伝子組換え農産物の新しい定量分析法の開発」等10課題(食品等特性把握調査2課題含む)。外部からの参加者は、14名であった。

b

【事業報告書の記述】

なし。

△ 必要に応じ個別業界ごとの説明会を開催した。

<p>a : 要請に応じ開催し、又は 要請がなかつた c : 要請はあつたが、特段の 理由なく開催しなかつた</p>	<p>【その他特記事項】 要請がなかつたことから、説明会を開催しなかつた。</p> <p>【事業報告書の記述】 以下の2課題について独立行政法人食品総合研究所と共同で調査研究を実施した。 ・「産業馬鈴薯酵素等を利用したフェノール性内分沁から乱物質の無毒化・低減化技術の開発」(独立行政法人食品総合研究所の共同分析センター(化学機器分析センター)に名称変更)を活用)</p> <p>・「しょうゆの技能試験に用いる比較値の算出方法」</p>	<p>【事業報告書の記述】 平成14年2月23日に外部の有識者を含めた調査研究総合評価委員会を開催し、平成13年度の調査研究成果を点検・評価するとともに、平成14年度調査研究課題について検討し、必要性の高い調査研究課題を選定した。</p>	<p>【事業報告書の記述】 平成14年2月23日に外部の有識者を含めた調査研究総合評価委員会を開催し、平成13年度の調査研究成果を点検・評価するとともに、平成14年度調査研究課題について検討し、必要性の高い調査研究課題を選定した。</p>
<p>☆ 研究所と連携センターを行なうもの</p> <p>◇ 独立行政法人食品総合研究所と共同で調査研究を行なう。[V-4-(1)]</p>	<p>◇ 独立行政法人食品総合研究所と連携センターを行なうもの</p> <p>◇ 共同研究を実施した。</p> <p>◇ 共同研究を実施した。</p> <p>◇ 共同研究を実施した。</p> <p>◇ 共同研究を実施した。</p>	<p>◇ 調査研究を必要に応じて共同研究で実施した。</p> <p>a : 共同研究を実施した</p> <p>c : 共同研究を実施する課題があつたがしなかつた</p>	<p>◇ 外部の専門家を含めて検討を行い、必要に応じて業務の運営を改善した。</p> <p>a : 検討し、又は必要な改善を行ない、若しくは検討の結果、改善の必要性がなかつた</p> <p>c : 検討せず、又は必要な改善を行わなかつた</p>
<p>(3) 調査研究の適切な実施</p> <p>調査研究の水準の向上法試験等を実施するため、独立行政研究所、分析機関、研究開発部門等と連携する。</p> <p>ア を図るため、研究開発部門等と連携する。</p>	<p>イ 調査研究の課題の選定、実施方法及び成果について適正な点検・評価を行い、その結果を業務の運営に反映させたため、外年に反映させたため、各事務部の専門家において1回以上検討を行う。</p>	<p>イ 調査研究の課題の選定、実施方法及び成果について適正な点検・評価を行い、その結果を業務の運営に反映させたため、各事務部の専門家において1回以上検討を行う。</p>	<p>イ 調査研究の成果を製造業者、登録認定機関等に登録するための検査技術に関する講習会を開催する。</p>
<p>(4) 調査研究の成果を用いた技術移転等</p> <p>事業者、登録認定機関等に技術移転するための検査技術に関する講習会を開催する。</p>	<p>イ 調査研究の成果を製造業者、登録認定機関等に登録するための検査技術に関する講習会を開催する。</p>	<p>イ 調査研究の成果を製造業者、登録認定機関等に登録するための検査技術に関する講習会を開催する。</p>	<p>【事業報告書の記述】 関係業界等からの要望等を踏まえ技術講習会を開催した。</p> <p>a : 要請に応じて開催した c : 特段の理由ももなく応じなかつた事例があつた</p> <p>【事業報告書の記述】 関係業界等の要望を踏まえ、財団法人食品産業セイツー、独立行政法人食品総合研究所とともに開催する受入研修を7回(9名)実施した。また、講習会等に講師として職員を260回派遣し、「遠伝子組換え食品」、「JAS制度、食品表示」などについて講演した。</p>

4 立入検査等に関する事項	4 立入検査等に関する事項	<p>◇関係業界からの要請に応じて受入研修を行った。</p> <p>△要請に応じて行った ○：特段の理由もなく応じなかつた事例があつた</p>	
		<p>○立ち入り検査等に関する事項</p>	
a	B	小項目の総数 評価aの小項目数 : 2×2点 = 4点 評価bの小項目数 : 0×1点 = 0点 評価cの小項目数 : 1×0点 = 0点 合計 (4 / 6 = 67%)	3
a	B	【事業報告書の記述】 農林水産大臣から27件（48事業者）の立入検査の指示があり、実施した。	374
a	B	◇検査員の人選基準を策定し、基準に基づく人選基準を策定し、又は基準に基づく人選を選した。 △：人選基準を策定せず、又は基準に基づく人選を選しなかつた	21
a	B	☆ 農林水産大臣から指示された検査を迅即に実施するため、検査員の選定及び検査手順のマニュアル化を行う。 農林水産大臣から指示された検査をめ、検査員の選定及び検査手順のマニュアル化を行う。	5 6 19
a	B	認定製造業者等に対し認定物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第175号。以下「JAS法」という。) 第20条の2第1項の規定による立入検査を行つた場合には適切にこのとおり実施するものとする。[VII]	1 5 15
a	B	(1) 検査能力等の資質、経験等を勘案した立入検査職員の適切な人選 (2) された調査事項の的確な実施 (3) 農林水産大臣への迅速かつ正確な報告等に留意し陳述する。 なお、JAS法第19条の6第1項第7号に規定する外國認定製造業者等に対しても上記の留意点を踏まえて実施する。	27 48 408
<p>農林水産大臣から指示された検査を迅速かつ正確に行うため、立入検査員の人選基準を定め、当該基準に基づき検査員を選するとともに、「立入検査マニュアル」を作成した。</p> <p>なお、平成14年3月31日現在の検査員登録数は125名である。</p>			

他機関が行う立入検査に、当該機関からの技術的協力依頼による当該立入検査への同行を12案件(15業者)実施した。
立入検査に係る事前調査、確認調査等を農林水産省総合食料局品質課と協力し、22件(34業者)実施した。

a

c

A

○ 立入検査結果の報告期間：立入検査実施後3日以内	◇立入検査手順のマニュアルを作成するとともに、定期的な見直しを行い、必要な改訂を行つた。 a：作成し、又は必要な改訂を行つた c：作成せず、又は必要な改訂を行わなかつた	◇検査員の適切な人選、手順のマニュアル化の結果、立入検査結果の報告期間を検査実施後3日以内とした。 a：3日以内に報告した件数が90%以上であつた b：3日以内に報告した件数が50%以上90%未満であつた c：3日以内に報告した件数が50%未満であつた	○緊急時の要請に関する事項	小項目の総数 : 2 評価aの小項目数 : 2 × 2点 = 4点 評価bの小項目数 : 0 × 1点 = 0点 評価cの小項目数 : 0 × 0点 = 0点 合計 4点 (4 / 4 = 100%)

行政セントラル法（平成11年法律第183号）第12条の規定による検査を緊急に実施する場合は、他の目的に取り組み、必要な場合は検査に取組み、又は実施する。検査の結果について農林水産大臣に迅速に報告する。

法第12条第1項にあづけられた品目等の要請がある場合に、総合食料局品質課長と同様の事項について調査を行なう。要請による業務執務も、対応を整備する事項に対するものと、その他の事項に対するものとを併せて検討する。

農林水産大臣から要請のあつた調査等を迅速かつ的確に行なうため、緊急調査分析実施規程を設置することとした。なお、13年度は、農林水産大臣からの要請はなかつた。想定される事項別に対応方法を検討するたま、過去の緊急調査分析の事例の収集及び内容・事項別分類を行い、緊急調査のモデル化を検討した。

【その他特記事項】
ホームページ上で調査研究成果を検索可能とした。

体系的に整理し、随時更新・再整理した。
a：整理し、又は再整理した
c：整理せず、又は再整理しなかった

◇要請に対する業務執務も、対応を整備する事項に対するものと、その他の事項に対するものとを併せて検討する。

◇要請に対する組織体制を整備する必要とどもに、定期的な検討を行なうとともに、必要な改善を行なった。

◇要請に対する業務執務も、対応を整備する事項に対するものと、その他の事項に対するものとを併せて検討する。

◇研究論文等を体系的に整理し、随時更新・再整理した。
a：整理し、又は再整理した
c：整理せず、又は再整理しなかった

◇研究論文等を体系的に整理し、随時更新よく検索できるデータを効率よく検索できる情報管理体制を構築し、定期的にその内容を更新した。
a：構築し、又は更新した
c：構築せず、又は更新しなかった

<p>A</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>小項目の総数 : 3</td> </tr> <tr> <td>評価 a の小項目数 : 3 × 2 点 = 6 点</td> </tr> <tr> <td>評価 b の小項目数 : 0 × 1 点 = 0 点</td> </tr> <tr> <td>評価 c の小項目数 : 0 × 0 点 = 0 点</td> </tr> <tr> <td>合計 6 点 (6 / 6 = 100%)</td> </tr> </table>	小項目の総数 : 3	評価 a の小項目数 : 3 × 2 点 = 6 点	評価 b の小項目数 : 0 × 1 点 = 0 点	評価 c の小項目数 : 0 × 0 点 = 0 点	合計 6 点 (6 / 6 = 100%)	<p>【事業報告書の記述】 国際協力事業団のウルグアイ林産品試験計画に専門家として職員1名を派遣した。 国際協力事業団のヴィエトナム食品工業研究所強化計画に専門家（調査団員）として職員1名を派遣した。</p>	<p>【事業報告書の記述】 専門家派遣前研修に職員1名を派遣した。 技術協力専門家養成研修（第1回）に職員1名を派遣した。 海外からの研修生を受入れ、JAS制度、食品等の分析技術等に関する研修を6回実施しました。また、センターの施設見学について、随時対応しました。</p>	<p>【事業報告書の記述】 海外からの研修生の受け入れを行つた。 a : 受入れを行つた c : 正当な理由なく、受け入れを行わなかつた事例がある</p>	<p>☆ 国際技術協力等について ては、農林水産省総合国際農業開発課、国際部国際協力課及び技術開発課等の関係機関との連携を密にし、積極的に対応する。〔1-11〕</p>	<p>◇専門家の海外派遣を行つた。 a : 派遣を行つた c : 正当な理由なく、派遣を行わなかつた事例がある</p>	<p>◇海外からの研修生の受け入れを行つた。 a : 受入れを行つた c : 正当な理由なく、受け入れを行わなかつた事例がある</p>	<p>◇専門家の海外派遣を行つた。 a : 派遣した c : 派遣しなかつた</p>	<p>国際協力事業団の主催する研修等に職員を派遣した。</p>	<p>中項目の総数 : 2 評価 A の中項目数 : 2 × 2 点 = 4 点 評価 B の中項目数 : 0 × 1 点 = 0 点 評価 C の中項目数 : 0 × 0 点 = 0 点 合計 4 点</p>
小項目の総数 : 3														
評価 a の小項目数 : 3 × 2 点 = 6 点														
評価 b の小項目数 : 0 × 1 点 = 0 点														
評価 c の小項目数 : 0 × 0 点 = 0 点														
合計 6 点 (6 / 6 = 100%)														
<p>可能な範囲において、 研修生の受け入れ、海外への 専門家の派遣等の国際協 力をを行う。</p>	<p>発展途上国からの中技術の増大の技術の海外研修推進の要請ンターン専門家からとの研修に積極的員を派遣する。また、向上来業団の主催する研修生の受け入れを活用及び受け入れを促進する。また、向上来業団の主催する研修生の受け入れを促進する。また、向上来業団の主催する研修生の受け入れを促進する。</p>	<p>第3 予算、収支計画及び 資金計画 〔略〕</p>	<p>①予算、収支計画及び資金 計画 〔略〕</p>	<p>第4 財務内容の改善に関する事項適切な業務運営を行うことにより、 収支の均衡を図る。</p>	<p>A</p>									

(4 / 4 = 100%)

【特記事項】
当該評価を行うに至った経緯、特殊事情等
①送入人からの中自己評価をもとに、農林水産
消費技術センター評価基準に基づき評価を行
つた結果、すべての項目につきてA評価とす
なつたことから、大項目の評価はA評価とす
る。
②次年度以降、評価を行うための資料とし
て比較財務諸表を作成することが必要である。

A

小項目の総数 : 1
評価aの小項目数 : 1 × 2 点 = 2 点
評価bの小項目数 : 0 × 1 点 = 0 点
評価cの小項目数 : 0 × 0 点 = 0 点
合計 2 点
(2 / 2 = 100%)

【事業報告書の記述】
財務諸表等を参照のこと。なお、運営費交付
金等の節減に努め、年度末に集中した立入検査
に要する経費に充当した。
a

◇経費（業務経費及び一般管
理費）削減に係る取り組みは
十分であつた。
a：取り組みは十分であつた
b：取り組みはやや不十分で
あつた
c：取り組みは不十分であつ
た

（なお、本指標の評価に当た
つては、中期計画に定める「業
務運営の効率化による経費の
抑制」の評価結果に十分配慮
するものとする。）

A

○経費（業務経費及び一般管
理費）削減にかかる取り組み

○法人運営における資金の配
分状況

小項目の総数 評価aの小項目数：1 評価bの小項目数：0×2点＝0点 評価cの小項目数：0×0点＝0点 合計 2点 (2／2＝100%)	【事業報告書の記述】(p58、指標155を再掲) 財務諸表等を参照のこと。なお、運営費交付金等の節減に努め、年度末に集中した立入検査に要する経費に充当した。	A	
△法人運営における資金の配分状況は、十分であった。 a：効果的な資金の配分は十分であった b：効果的な資金の配分はやや不十分であった c：効果的な資金の配分は不十分であった	【その他特記事項】 年度計画に基づく予算の当初配分を行い、四半期毎に業務の執行状況把握し、必要な予算の追加配布を実施した。		
第4 短期借入金の限度額 (短期借入金の予定期)	⑤短期借入金の限度額 A 7億円	A	
	中項目の総数 評価Aの中項目数：1 評価Bの中項目数：0×1点＝0点 評価Cの中項目数：0×0点＝0点 合計 2点 (2／2＝100%)	【特記事項】 当該評価を行うに至った経緯、特殊事情等 法人からの自己評価をもとに、農林水産消費技術センター評価基準に基づき評価を行つた結果、すべての中項目についてA評価となつたことから、大項目の評価はA評価とする。	A
	○法人の借入金について、借入に至った理由及び用途、金額及び金利、返済の見込み		

評価cの小項目数：0×0点=0点
合計 2点
(2／2=100%)

【事業報告書の記述】
短期借入金を借り入れる事態は生じなかつた。

△法人の短期借入金について、借入に至った理由及び使用金額及び金利、返済の見込みに関する事態は生じなかつた。

- a：借入は行われなかつた、又は、短期借入金の借入に至った理由等については適切であつた
- b：短期借入金の借入にはやや不適切であつた
- c：短期借入金の借入に至った理由等については不適切であつた

第5 剰余金の使途

④剰余金の使途

剰余金が生じた場合は、消費者のニーズに対応できるような検査分析機器の購入等の経費に充当する。

中項目の総数 : 0
評価Aの中項目数 : 0×2点
評価Bの中項目数 : 0×1点
評価Cの中項目数 : 0×0点
合計

剰余金は、平成14年度以降、中期計画に定めた便途に充てることとなるため、評価の対象外。

○剰余金の使途について、中期計画に定めた便途に當てた結果、当該事業年度に得られた成果

剰余金は、平成14年度以降、中期計画に定めた便途に充てることとなるため、評価の対象外。

第5 その他業務運営に関する重要事項	第6 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	その他業務運営に関する事項	A
		○施設及び設備に関する計画	A
		<p>△剰余金の使途について、中期計画に定めた使途に充てた結果、当該事業年度に得られた成果は、十分であった。</p> <p>a：得られた成果は十分であった b：得られた成果はやや不足であった c：得られた成果は不十分であった（中期計画に定めた剰余金の使途に充てた年度のみ評価をおこなう。）</p>	<p>中項目の総数 : 2 評価 A の中項目数 : 2×2 点 = 4 点 評価 B の中項目数 : 0×1 点 = 0 点 評価 C の中項目数 : 0×0 点 = 0 点 合計 4 点 (4 / 4 = 100%)</p> <p>【特記事項】 当該評価を行った結果、特殊事情等法人からの自己評価をもとに、農林水産消費技術センター評価基準に基づき評価を行った結果、すべての中項目について A 評価となつたことから、大項目の評価は A とする。</p>
		○施設及び設備に関する計画	<p>小項目の総数 : 1 評価 a の小項目数 : 1×2 点 = 2 点 評価 b の小項目数 : 0×1 点 = 0 点 評価 c の小項目数 : 0×0 点 = 0 点</p>

合 計 (2 / 2 = 100%)

業務の適切かつ効率的な実施の確保のため、業務上の必要性及び既存等に伴う施設・設備及び改修等を計画的に行なう。
〔略〕

- ☆ 本部の検査設備拡充のための整備工事を行うものとする。〔XIV-1〕
- ☆ 名古屋センターのドラフトチャンバーの改修工事を行うものとする。〔XIV-2〕
- ☆ 神戸センターの検査室の整備工事を行うものとする。〔XIV-3〕

2 職員の人事に関する計画

△中期計画に定められている該施設及び設備工事の改修・整備事業年度における改修・整備の成績前後年の業務運営の改善の成果は十分であった。

- a : 改善の成果は十分であった。
- b : 改善の成果はやや不十分であった。
- c : 改善の成果は不十分であった。

○職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を中心)

- (1) 方針
- ア 生糸の格付業務について
では、退職者不補充や機械・産物等の検査による新規・拡充業務等への職員の計画的な配置転換を行う。
- ☆ 職場研修等を実施し、配員転換要員の確保に努めるものとする。
〔XV-1〕

△生糸の格付業務については、退職者不補充とした。

- a : 不補充とした
- c : 补充した

【事業報告書の記述】
生糸の生産量、格付件数等並びに他部門の業務量の推移及び今後の予測等に基づき、生糸格付業務職員の配置転換計画を作成した。

【その他特記事項】
平成13年度の退職者2名について補充しなが

2点

△中期計画に定められたる本部の検査設備拡充の整備工事を行った。
名古屋センターのドラフトチャンバーの改修工事を行った。
神戸センターの検査室の整備工事を行った。

A

小項目の総数	: 19
評価 a の小項目数	: 19 × 2 点 = 38 点
評価 b の小項目数	: 0 × 1 点 = 0 点
評価 c の小項目数	: 0 × 0 点 = 0 点
合計	38 点 (38 / 38 = 100%)

a

b

△生糸の格付業務の配置転換計画を作成し、必要に応じ見直し、変更を行った。

- 58 -

重要な変更を行わなかった

- △配置転換計画に基づき職員の配置転換を行った。
○：計画に基づき配置転換を行い、又は配置転換の必要性がなかったので行わなかった。
- △平成14年度に各部門の業務量を勘案して人員の配置を行った。
○：業務量を勘案し人員の配置を行つた。
△：業務量を勘案せず人員の配置を行つた。
○：人員の配置を行わなかつた。（平成14年度限りの評価指標）

配置転換計画では、平成13度において他部門への配置転換計画がなく、また実績もないことから、評価の対象としない。

イ 外国林産物の格付業務については、平成14年度の既定止に伴い人員の適正配置を図る。

（2）人員に関する指標 期末の常勤職員数を合 理化減を図ることにより 期初の95%とする。	☆ 常勤職員の数を1%（5 人）削減し、480人にか ら475人に縮減する。 [X-2]	△ 常勤職員の数を平成13年 度当初を基準として1%（5 人）程度削減した。 ○：計画値の達成度合は90 %以上であつた。 △：計画値の達成度合は50 %以上90%未満であつた。 ○：計画値の達成度合は50 %未満であつた	【事業報告書の記述】 常勤職員の数を1%（5人）削減した。 【その他特記事項】 達成度合100%
			【事業報告書の記述】 職員の検査分析技術、分析能力及び品質管理技術等の維持向上を図るために研修等の実施した。 【その他特記事項】 新規採用者導入研修計6回、延べ12人。 技術系職員基礎研修計1回、延べ10人。 専門技術研修計5回、延べ59人。
（1）業務内容の高度化及び 専門化に対応する分析能 力に分担技術及び分析能 力を有する分析技術、人 事分析技術や試験研究機 関の派遣研修、人事交 流等を行う。 ○ 分析技術の内部研修の 開催回数：各事業年度 10回以上	ア 人材の確保・育成 別に定める職員技術研 修計画に基づき、以下の 研修を計画的に実施する。 ★ 研修 別紙9により実施するも のとする。[IX] ・新規採用者導入研修 ・技術系職員基礎研修 ・品質管理等研修 ・講師とした分析技術に關 する知識を有する職員及 び試験研究機関の研究者等 の技術を有する研修を10回以 上行った。 ○ 分析技術の内部研修の 開催回数：各事業年度 10回以上	△ 品質管理等研修 ・講師とした分析技術に關 する知識を有する職員及 び試験研究機関の研究者等 の技術を有する研修を10回以 上行った。 ○ 分析技術の内部研修の 開催回数：各事業年度 10回以上	【事業報告書の記述】 職員の検査分析技術、分析能力及び品質管理技術等の維持向上を図るために研修等の実施した。 【その他特記事項】 新規採用者導入研修計6回、延べ12人。 技術系職員基礎研修計1回、延べ10人。 専門技術研修計5回、延べ59人。

する研修を各事業年度に
10回以上開催する。

- b : 計画値の達成度合は70%以上100%未満であった。
- c : 計画値の達成度合は70%未満であった。

○ 外部機関への派遣研修
の開催回数：各事業年度
10回以上

(1) 外部の導入を図るために、技術的な分析技術及び高度な検査分析技術を有する先進的研究機関及び高検査員等による試験研究技術を有する長期間の職業訓練等への派遣研修を各事業年度に10回以上開催する。また、業務上密接な関係を有する独立行政法人食品総合研究所等との人材交流を行う。

・分析技術研修
・品質管理技術等研修

【その他特記事項】
専門技術研修のうち分析技術に関する研修2回、機器操作技能研修13回、延べ43人。
専門技術操作技能研修45回、延べ668人。
機器操作技能研修計39回、延べ217人。
技術能力向上研修回数のうち他の研修回数のうち分析技術に関する研修6回、計47回実施した。

b : 計画値の達成度合は70%以上100%未満であった。

c : 計画値の達成度合は70%未満であった。

(2) 放射線取扱主任者
の取得研修

◇ 年度計画に基づいて放射線取扱主任者を養成するため、研修会の開催及び研修会へ難民を派遣した。
a : 研修会の開催及び研修会へ派遣した。
b : 研修会の開催及び研修会へ派遣しなかった。

・放射線取扱主任者

【事業報告書の記述】
外部の高度な検査分析技術の導入を図るため、独立行政法人食品総合研究所へ2名、独立行政法人水産総合研究所へ1名及び環境省環境研修センターへ1名を2週間程度派遣した。また、独立行政法人食品総合研究所へ6名を併任させた。

b : 計画値の達成度合は70%以上100%未満であった。

c : 計画値の達成度合は70%未満であった。

・ISO9000審査員補
取得研修

◇ 年度計画に基づいてISO9000の審査員補を養成するため、研修会の開催及び研修会へ派遣した。
a : 研修会の開催及び研修会へ派遣した。

b : 研修会の開催及び研修会へ派遣しなかった。

が、研修会の開催及び研修会へ派遣しなかった

◇ 年度計画に基づいて作業環境測定士を要請するため、研修会の開催及び研修会へ派遣した。

・ 作業環境測定士取得研修

(1) 新規・拡充業務に適切に対応するため、生糸格付業務担当職員を対象に、消費者対応業務、JAS関係業務等に開催する研修を計画的に実施する。

イ 農林水産行政と連携した業務運営の推進

農林水産行政と連携した業務運営を推進するため、セシスターの採用に当たっては、広く我が国の行政にも従事できる人材の確保に留意する。

☆ 人事交流は、総合食料局を中心とする農林水産省及び地方農政局等と本省並びに地方農政局等と積極的に行い、業務の活性化に貢献する。〔X V-3〕

◇ 生糸格付業務担当職員を消費者対応業務、JAS関係業務等に活用するための研修計画を作成し、研修を行った。

a : 研修会へ派遣しなかった
c : 研修会へ派遣しなかった
c : 研修を行わなかった

ウ 職員の採用

職員の採用に当たっては、センスターの業務を遂行する上で必要な能力、農林水産物の基礎的能力や食品等の試験分析の基礎的能力、農業等の専門的知識等を有する化学、農学等の国際公認試験合格者を中心として採用する。

☆ 業務を適正に実施するため、必要な人員を確保するものとする。
〔X V-4〕

【事業報告書の記述】
新規・拡充業務に適切に対応するため、生糸格付業務担当職員研修を2回24名実施した。

◇ 行政部局との人事交流を計画的に実施した。

☆ 人事交流を実施した
c : 人事交流を実施しなかった

【事業報告書の記述】
農林水産行政と連携した業務運営を中心とした行政部局との人事交流を実施した。

☆ 行政部局が開催する行政研修等に参加した。

a : 研修等に参加した
c : 研修等に参加しなかった

【事業報告書の記述】
農林水産省総合食料局を中心とした行政部局との人事交流を実施する行政研修等に参加了。

☆ 行政部局が開催する行政研修等に参加した。

a : 国家公務員試験合格者を中心として採用した
c : 国家公務員試験合格者を中心として採用しなかった

◇ I S O / I E C 1 7 0 2 5 【事業報告書の記述】

- 61 -

★ センターの所掌する業

工 検査分析能力等の向上

検査分析等における検査分析能力及び検査分析精度の向上のため、検査分析の実施体制に適正試験所規範（GLP）としての国際検査分析講習標準であるISO／IEC 17025の考え方を導入する。

業務の基盤である分析の精度を維持向上させたため、検査分析項目のクロスチェック、分析技術に關する研究、検査分析機器とその保守管理、検査分析を行った結果、GMP体制による検査分析を構築するものとする。[X-2]

ISO／IEC 17025の考え方を導入した検査分析業務執行マニュアルの1次文書である下位文書である2次文書、3次文書を作成した。

「毒劇物危害防止管理制度及び危険物管理条例による定期的な見直し、試薬類の使用状況に関する定期点検を実施した。

才 検査分析業務執行マニュアルの作成・機器類管理マニュアル、毒劇物管理規程及び基づいて、維持管理規程及び記録等に係る業務執行マニュアルを作成する。

☆ 検査分析能力の向上のため、各種管理制度を文書化し、検査分析ための業務執行マニュアルを整備するものとする。[X-1]

a : 品質マニュアル等を作成し、又は必要な改訂を行った。

b : 品質マニュアル等を作成し、又は見直しの結果、改訂の必要性がなかった。

c : 品質マニュアル等を作成せず、又は必要な改訂を行わなかつた。

a

a

a

- 62 -

◇分析機器に係る業務執行マニュアルを作成するとともに、定期的な見直しを行い、必要性に応じて改訂した。

a : マニュアルを作成し、又は見直しの結果、改訂の必要性がなかった。

b : マニュアルを作成せず、又は必要な改訂を行わなかつた。

☆ 検査分析能力の向上のため、各種管理制度を文書化し、検査分析ための業務執行マニュアルを整備するものとする。[X-1]

a : 品質マニュアル等を作成し、又は見直しの結果、改訂の必要性がなかった。

b : 品質マニュアル等を作成せず、又は見直しの結果、改訂の必要性がなかった。

c : 品質マニュアル等を作成せず、又は見直しの結果、改訂の必要性がなかった。

a

b

◇試薬等に係る業務執行マニュアルを作成するとともに、定期的な見直しを行い、必要性に応じて改訂した。

a : マニュアルを作成し、又は見直しの結果、改訂の必要性がなかった。

b : マニュアルを作成せず、又は必要な改訂を行わなかつた。

◇記録等に係る業務執行マニュアルを作成するとともに、定期的な見直しを行い、必要性に応じて改訂した。

a : マニュアルを作成し、又

[は必要な改訂を行い、若しくは異直しの結果、改訂の必要性がなかった。
c : マニュアルを作成せず、又は必要な改訂を行わなかつた]

力 精度管理の実施 分析精度の確認のため、分析室間精度管理を各事業年度に5回以上実施する。その結果に基づき必要な措置を講じる。

○ 実験室間精度管理の実施回数：各事業年度5回以上

(3) 職員の技術力の向上をしての国際標準における精度管理の実施等を行う。

★ センターの所掌する業務の基盤である分析の精度を維持向上させたため、理化学検査項目のクロスチェック、分析技術に関する研修、検査分析機器の保守管理等を行うことにより、検査分析に改善の総合的な精度管理の体制向上を図り、GLP体制の基礎を確立するものとする。また、各地域センター間の統一的なクロスチェックを分野別に5回以上行う。[X-2]	<p>◇ 実験室間精度管理を5回以上実施した。 a : 計画値の達成度合は100%以上であった。 b : 計画値の達成度合は70%以上100%未満であった。 c : 計画値の達成度合は70%未満であった。</p> <p>◇ 実験室間精度管理の結果に基づき必要な措置等を講じた。 e : 必要な措置を講じた。 c : 必要な措置を講じなかつた事例があつた</p>	<p>【事業報告書の記述】 外部精度管理を3回、センター間精度管理を5回実施した。外部精度管理のうち、Codex Aに関連したカドミウムの分析について、FAPAS（英国中央科学研究所が主催する食品分析技術評価システム）に参加した。</p> <p>【その他特記事項】 達成度合160%</p>	a

「総合評価」

特記事項	自己評価
1. 当該評価を行うに至った経緯、特殊事情等 ① 評価からのおもどり評価を行った結果、一部の中項目にB法人があつたものの、同じ高い評価であることから、総合評価はA評価とする。 ② 食肉の産地偽表示の多発やBSE（牛海绵状脑症）問題の発生などの予期せぬ社会情勢の変動に即応して、農林水産省による立入検査やBSE関連などの緊急業務を優先して行つたため、予定していた業務量を減らさざるを得なかつたが、これらの業務があつたが、本年度の業務実態を表すために指標に基づく。	<p>中項目の総数 : 15 評価Aの中項目数 : 14 × 2点 = 28点 評価Bの中項目数 : 1 × 1点 = 1点 評価Cの中項目数 : 0 × 0点 = 0点 合計 29点 (29 / 30 = 97%)</p> <p>A</p>

評価とし、評価結果に修正は加えないこととした。また、その経緯等については、総合評価の中で記載することとした。

2. s 評価となつた項目について
調査研究において、遺伝子組換え大豆やどうもろこしの定量分析技術を開発し、日本食品衛生学会奨励賞を受賞するなど、特に優れた成果が得られている。

3. b、c 評価となつた項目について

① 「品質表示基準の遵守状況の確認のための検査を行うため前年度の検査において不適合率が高い品目等について重視的に行うこと」について
平成13年度に原料原産地表示に係る品質表示基準の改正が見込まれた品目については、重点的な調査を平成14年度に繰り越したことなどにより計画が達成できなかつた。

今後は、平成13年度の品質表示基準の検査結果を踏まえて、検査業務の重点化を図ることが必要である。

② 「生鮮食品の原産地表示等の調査」について
社会的に大きな問題となつた原产地偽表示等に係る立入検査への対応、BS日問題への対応等の緊急性及び重要性の高い業務に優先的に要負及び賞金を投入したため、本調査に係る業務量を減らさざるを得なかつたことは、やむを得ないと考える。

③ 「豊銀認定機関の登録等のための申請書類受領後30日以内に総合食料局長あてへ調査結果を回答すること」について
年間を通じての達成率は48%であり、30日を超えて報告したものについては、進行管理が適切に実施できていなかつたことが原因である。平成13年10月に事務処理マニュアルを作成し、適切な進行管理を行う体制を整備した結果、それ以降すべて30日以内に報告していることから、次年度以降においても、調査結果を30日以内に報告できるものと考える。

④ 「農林水産大臣からの指示による立入検査結果の報告期間を検査実施後3日以内にすること」について
達成率が22%であつたが、原产地偽表示問題に係る立入検査件数が例年に比べて著しく多く、また、規模も大きなかつたため、当初、立入検査要員の確保が困難であつたことから、収集した資料の集計、整理に時間を要したことなどをにより報告期間が3日を超えたことは、やむを得ないと考える。

今後は、立入検査要員の増員、立入検査マニュアルの見直し、検査実施センター間の連絡体制の整備等により、検査及び報告の迅速化に努めることが必要である。